

# 北海道議會時報

第 6 卷 第 3 号

昭 和 29 年 3 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第6卷第3号(昭和29年第1回定例道議會)

— 第 3 号 目 次 —

議會の動き

第一回定例道議會……………1

本 会 議……………1

常任委員会……………25

特別委員会……………34

決算特別委員会

総合開発調査特別委員会

綱紀肅正に関する調査特別委員会

會 合

全国都道府県議会議長会参与会……………44

全国都道府県議会議長会地方制度調査委員会……………44

全国都道府県議会議長会幹事長会並びに臨時大会……………44

資 料

二十八年年度起債(単独災害分冷害補助分等)百五十四億円配分……………45

雜 録

地方行政疑義問答集……………47

報道から拾う……………51

県議退職金問題

特別合意書暫定漁業取決め案交換

列車の三割減車及び機関車乗務員の職場離脱と緊急避難

三越側勝訴

労組員の解雇、地位保全の申請却下

国連軍協定に調印

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定

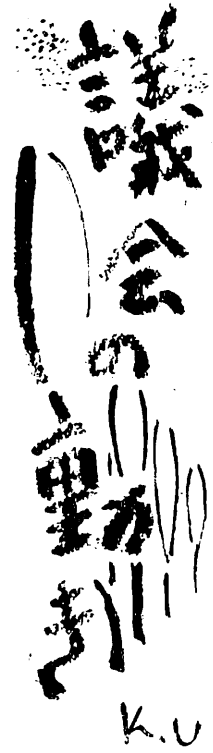
圖書室便り

二月のメモ

表紙寫真

札幌郊外三角山

北海道議会議務局撮影



## 第一回定例道議會

昭和二十九年年度道費予算案審議を主題とする第一回定例道議會は二月二十七日に招集、同日開会された。

### 本 会 議

○二月二十七日 午後一時十七分、蒔田議長開会を宣し、引続き開議、會議録署名議員の指名、諸般の報告の後、議長より元道會議員佐々木鉄之助君去る二月十七日逝去につき讀んで哀悼の意を表し弔詞を贈つた旨報告、ついで日程に入り、**日程第一、議案第一号乃至第五十三号**を議題に供し、知事より施政方針について、また副知事(野口)より提出議案についての説明を聴取、一旦休憩、午後二時四十分再会、予め時間延長の後、引続き副知事(水牧)の説明、教育長より二十九年度教育行政方針について説明を聴取。

次に、**日程第二、繼續審査中の報告第五号、昭和二十七年年度歳入歳出決算に関する件を議題とし、三浦決算特別委員長(改)の審査の経過並びにその結果についての報告があつて、本案は意見を付して認定することについて諮り、異議なくそのことに決し、**

次に**三室議員(自)**より、二月十八日の一斉休校問題、特に未然に

防止するために教育委員会がとつた具体的な措置及び事件発生後にとつた措置、この問題に対する教委の態度及び知事の政治責任、公務員の政治活動制限に関する条例制定の問題について緊急質問、教育委員会委員長、知事より答弁があつたが、三室議員三たび再質問に立ち教育委員長より答弁。

次に**日程第三、意見案第一号を議題に供し、四十栄総合開発調査特別副委員長(改)より趣旨弁明あつて原案可決。**

次に議案調査のため三月一日より六日まで休会を決定、午後四時五十分散会。

### 知事施政方針

昭和二十九年第一回の定例道議會にあたり新年度の施政方針について申し述べます。

御承知の通り過去数年間にわたる国際政治情勢の緊迫は、幸いにも昨年七月の朝鮮休戦を契機として次第に変化し、平和促進への氣運に向い、さらに米、ソ兩陣營の外交が柔軟性を帯び、平和のため努力する傾向にあることは、国際平和のためまことに喜びに堪えないところであります。

他面、国際経済の情勢は、西歐諸国では堅実なる復興とインフレ収束の段階を既に終え、当面米國を基点とする世界的景氣後退に対処すべく、非常な努力が続けられており、ソ連、中共の復興発展もまた注目されるところであります。

このような情勢下において、今わが國が当面している最大の課題は国際収支の均衡を図り、諸外國との自立貿易を促進すると共に、國內の過剩購買力を抑え、安定経済を造り出すこととあります。

したがつて、政府はこの構想に基いて、昭和二十九年年度の國家予算案は總額九千九百九十五億円の均衡財政を強行し、また、これに即応して金融面でも日本銀行の信用引締め強化政策を採択することになつたのであります。

われわれ地方自治体の側から、この國家予算案を見るとき、先ず第一に注目すべきことは、冷害救農土木費、災害復旧事業費、或は中小企業金融公庫、農林漁業金融庫等に対する政府出資金等の大巾な減額が、地方諸計画の遂行、なかならず地方産業の振興に重大な影響を與えるのではないかと憂慮されることとあります。

第二には、今回の國家予算案に基いて策定された地方財政計画は、その規模にお

いて九千六百二十七億円と決定されましたが、これは地方財政の現状よりみて、まことに数百億円を圧縮され、ために地方自治行政の執行に重大な支障を招来しないかと思われることあります。

これによつては、全国推定三百六十億円をこえる地方財政の赤字解消も、また財政の運営も地方財政再建整備に對する措置、或は地方団体中央金庫の創設も何等解決される目途もなく、今後の地方財政はより一層危機に瀕することが予想されるのであります。

このような諸情勢が、本道の社会経済と行政執行に及ぼす影響は、甚だ重大であると言わねばなりません。

しかしながら、今日迄本道の諸産業は比較的その有利な条件を生かしつつ、各種の不利な条件をも克服して参りました。本道経済は、生産の面においてもかなりの發展を遂げ、又消費の面においても相当の向上を見ましたことは、近く発表いたします経済白書によつても明らかであります。

その一例を申し上げますと、道民の總所得は昭和二十八年二千八百億円程度と予測されますが、これは二十四年度と較べると六一%の増であり、工業生産はこの間に実に七〇%の上昇を示しています。

また、総合開発の一環として最も力をいれて参りました電源開発についても、電力供給量が五五%増加するという実績をあげることができました。開墾面積においても、この間六万五千町歩が増加しています。このように、本道経済活動の規模と道民生活水準が相当の發展を見たことは事実であります。

しかしながら、財政と金融の引締め、投資、消費を中心とする過剩購買力の抑制、物価水準の引下げという一連のデフレ政策がとられるとするならば、今後本道においても当然その影響を受けることとなりましょう。

特に本道の中小企業は、その系列も未熟であり、資金効率も低いので、並々ならぬ試験を受けるであります。また、冷水害対策の停滞、農林漁業に對する財政融資の後退等により農漁村経済の前途も決して楽観できないのであります。

もつとも、このような事情は今後何れの地方自治体にも生ずるものであり、本道だけに特殊に現われるものではありませんが、特に本道は「地域廣大」「寒冷積雪」「後進性一等の特殊な諸条件を有し、しかもそのほかに「開発」という命題を有している自治体でありますので、その影響は極めて複雑であり、多岐であるといわねばなりません。

したがつて、これに對しては財政上の特別な配慮を必要とするものであります。

これら本道の特殊な財政需要を十分勘案し、新財政制度を確立することが今後は非とも、道経済、道行政運営上重要となつて来たのであります。

本道では、新年度の国家財政経済の基本政策が転換したにも拘らず、幸いにも重要性が認められ、開墾関係予算は前年度より全国対比において増率されることになりましたことは御同慶に堪えない次第であります。

私は、以上の諸点につき当面の客観事情を考慮し、総合開発の前進を目標として、かねてから主張して参りました三方針とを相関連せしめて、新年度の政策及びこれに伴う財政計画を立案した次第であります。次に、私は以上申し上げました諸情勢に基いて、施政の方向を披瀝したいと思ひます。私は知事就任以来、道行政の基本的目標として主張して参りました「産業の振興」「社会福祉の増進」「行政の民主化」を何等変更することなく、さらにこれを基調として新しい情勢に適合した具体的施策の強化を念願している次第であります。

ことに昭和二十九年に予想される経済状態よりして、産業経済施策の重点的推進は特に必要であります。したがつて単に産業の後退を防止するということにとどまらず、積極的にその振興を図る施策を併せて講じなければならぬと考えている次第であります。それと共に増大を予想される失業者に對する対策、経済的に脱落する社会的弱者に對する救済、援護の措置、及び一般道民の生活上の施策を果斷に進めなければなりません。

更に私は、かかる困難な情勢下においては、より道民の信頼をうる行政を執行し「行政の民主化」についても、具体的にその対策を着実に実行したいと思ふ次第であります。

つぎに、昭和二十九年の予算額は、一般会計三百三十五億円、特別会計四十億円、合計三百七十五億円となりましたが、この編成に當つては、歳入財源について重任とならざるよう慎重なる検討を加えると同時に、可及的増収を計り、経常費、事務費等を徹底的に縮減いたし、また重要施策に對しては特に重点的に配分する方針をとり、財政の効率化に格段の意を用いたことを強調いたす次第であります。

以下基本方針に基く個々の具体的施策につき、御説明申し上げます。先ず第一に、産業の振興について申し上げます。

「産業の振興」は、私の最も重視するところでありまして、総合開発の推進、食糧増産の進展など大いに見るべき成果をあげましたが、昨年来の度重なる災害と道内外の窮迫した経済情勢の推移からみて、今後道内産業の停滞が余儀なくされるものと考えられますので、私といたしましては、その維持安定のため、特に産業基盤

の充実改善に一層の努力を傾注しなければならないと思います。

即ち、農業については、冷害に耐え得る寒地農業経営の確立が極めて緊要であると考えますので、一層土地改良事業を推進し、優良種苗の改良普及、病害虫の緊急防除、農業技術の改善普及を図るとともに、牧野改良、種畜改良及び空胎防止に努め、また多大の成果を収めつつある伝食馬の研究と牝牛貸付制度を継続する等、一層有畜農業を奨励することといたしました。

また、農村経済の安定施策としては、既に著しい経済効果を収めている農産物の価格安定対策を踏襲するは勿論、畜肉の価格安定を図るため、新たに冷蔵庫の設置に對して補助を行い、更に冷水害農家の再生産確保のための災害金融と、経営の不振な農業協同組合に對する金融措置を講じました。

このような一連の施策の推進こそ、農家経済の確立であり、本道の冷害対策の基本であると信じます。

なお開拓地における開拓農民の経営経済の安定に應えるため、指導農家を設置して、小規模土地改良、電気施設、開拓地の有畜化等を促進し、更に診療所の設置、開拓医、開拓保健婦等の厚生面の整備に意を用いました。

林業では、森林資源の保護と災害の防止はもとより、産業保全の見地からも、国土保全事業を一層推進する必要がありますので、造林普及の強化、民営苗圃の奨励及び保安林の整備に必要な措置を講ずると同時に、他方木材利用の高度化を図り、スプリット・ボード等の企業化を促進するため、林産工業の中間試験を実施することにいたしました。

水産業につきましては、沿岸漁田の改良、新漁田の開発、海上漁業の取締り強化等により、水産資源の維持培養を図るは勿論、漁港の修築、作業船並びに科学機械の整備に努め、更に重要水産物の消流対策を強化して、新たに共販事業のための金融措置としての資金貸付を行つたのであります。

特に、道南漁村の凶漁安定対策につきましては、ひとり水産振興事業のみでは、到底所期の目的を達成し得ませんので、生業資金貸付、小規模土地改良、並びに緊急失業対策事業等、行政各部署からの総合的施策を集中して、漁民生活の安定を図ることといたしました。

一方、商工業におきましては、経営規模において極めて脆弱であり、既に深刻な経営危機に直面している中小企業の保護育成は目下の急務と考えますので、それらに對する金融面の強化を図るため、信用保証協会をはじめ、この種機関に對しての

資金源を大巾に確保すると共に、機械貸付による設備の近代化、企業相談並びに企業診断による経営の合理化等を促進し、品質の改善とコストの引下げを行うこととし、道産品の愛用運動と相俟つて、道内販路の確保は勿論、更に進んで道外販路の開拓に努めたいのであります。

なお、科学技術の振興を図るため、試験研究機関に對しては調査研究に必要な措置を講ずると共に、地下資源の探査と天然ガスの開採調査を行うこととし、更にモデル的に風力発電を試み、無灯火地帯の解消を図りたい所存であります。

第二に、社会福祉の増進につきましては、私は社会保障制度の確立を目指し、強力に推進して参りました。

即ち、生活困窮者に對する救済保護の処置と、脱落者のないための生活防衛対策を基本方針として、本年度においても社会福祉施設の整備、制度の充実を図ると共に、地域における社会福祉活動の活性化を促進するため、社会福祉協議会の育成強化に留意いたしました次第であります。

また、企業整理等による失業者及び無職者の数は次第に増加する傾向にありますので、これが対策につきましては特に意を用い、就業に最も良好な成績を挙げている職業指導の充実と巡回相談等の施策を総合的に実施すると共に、応急失業対策事業、一般公共事業の実施等によつて就業機会の拡大に努める一方、未組織労働者の組織化、労働問題の円満解決を促進し、あわせて、日雇労働者福祉施設の拡充強化、生業資金の貸付等諸制度の強化を図ることにいたしました次第であります。

さらに、最低生活を確保して生活の自主的設計を確立するためには、消費生活の協同化、合理化が強く要請されるのであります。このため消費生活協同組合の育成強化とその運営の合理化を期する所存であります。

申すまでもなく、医療施設並びに医療機能の拡充強化は、道民健康の維持増進のため極めて重要でありますので、これがため私は道立病院の移管、保健所及び結核療養所の整備、道営診療所の建設、血液銀行の拡充等の保健衛生施設を整備拡充すると共に、僻地に於て文化厚生施設に恵まれない人々に對しましては、保健婦の配置、無医村の巡回診療等を積極的に実施することといたしました次第であります。

特に、死亡率の高い癌研究については、昨年引続きこれを行うこととし、これが成果を期待すると同時に、わが国における癌研究の推進の拠点たらしめたいと存するのであります。

次に、最低生活を確保するため苦闘しつつある者に對しましては、職業指導を講ずると同時に、生業資金の貸付を行つて、それが立ち上りの機会を與えると共に、

身体障害者に対しては更生医療事業を強化し、引揚者、戦争受刑者及びその遺族に對しても、出来る限りの援護手段を講ずることにいたしました。

また、婦人児童に対する福祉対策につきましては、新たに道費を投じて母子金庫を復活したほか、児童福祉施設を整備し、母子寮、季節保育所を増設することといたしました。

以上、私は如何なる施策に重点を指向したかを申し上げたのでありますが、更に本道の当面する特に重要な二、三の課題について申し上げたいと思つております。

すなわち、本道総合開発の新しい手掛りとしての泥炭地の開発は、国の重要施策である食糧増産の見地から、急速にその開発が要請されており、既に昨年九月には、北海道泥炭地開発協会が設立され、泥炭地の開発態勢が着々と進められつつあります。が、今回更に、国際連合の下部機構である国際食糧農業機構並びにフランス政府から、技術調査団が来道することに決定いたしましたのであります。

したが、いまして、本道の泥炭地開発は、今や国内的、国際的観点より調査検討が加えられ、その開発は飛躍的に進展するものと期待されるのであります。これら技術調査団に對しては、道の機能を挙げて協力し、道民の世論を反映した泥炭地開発方式の確立を図ると共に、その開発を促進して國家の要請と道民の要望に應えたいと存する次第であります。

次に、新生活建設運動は、道民の自然にもり上がる生活の合理化運動として、一昨年来推進されてまいつたのであります。この間道民の自主的建設意欲が次第に高まり、特に農漁村においては既に実践の段階にあつて、新しい生活様式の建設が遍しく展開されております。

このように道民が自ら進んで新生活を建設しようとする心構えは、一段と期待されるべきでありまして、この運動の進展によつて、道民の生活の改善、ひいては経済の充実がなされるものと存じます。

私はこの運動のたゆみない発展を目指して、本年度は特に現地出先機関の総合的生活指導に対する機能の強化と、各地域の保健衛生環境の整備向上を図り、因習を打破して、明るい社会生活の確立に寄與いたしたいと思つてあります。

また、未開発地域の開発については、これら地域に適合した産業の基盤を確立すると共に、道路網の整備と教育の振興に留意いたしたいのであります。

更に、千島、齒舞諸島の返還問題については、現在の国際情勢よりみて、その早期解決は俄かに期待し難い実情にありますので、もつぱら内外の世論の喚起に努

め、たゆみない努力を続けたいと思つてあります。

昭和二十九年度の施策の重点につきましては、以上申し述べた通りであります。が、最後に行政執行のすべてを通じて執るべき態度について申し上げます。

先ず行政執行に当りましては、何よりも道民から深く信頼されなければならぬので、行政の民主化を一層強く推進するため、私は自ら幹部職員と共に、綱紀肅正について率先垂範の姿を挙げることを堅く決意すると同時に、行政監察制度の運営と相俟つて信賞必罰を勵行し、職員の間公僕精神に徹した新たな庁風を確立し、職場研修、巡回研修等の研修制度を一層強化し、職員資質の向上に努める所存であります。

次に、行政の民主化と不離一体の関係にある行政能率化の問題につきましては、昨年以來かねてからの懸案事項である行政事務の分析調査を行い、一応の結論を得たのであります。が、私はこの調査結果を十分活用し、体系的に把握された道行政の実態に立脚して、行政各面の積極的改善を着実に実施し、特に全庁的共通事務の集中管理の実施と同時に、個々の行政分野の効率的執行と相俟つて、総合的見地からの能率化を一層推進し、もつて行政運営の科学化、計画化、積極化を劃期的に前進せしめようとする所存であります。

以上要するに、昭和二十九年度の政策推進の基本理念といたしましては、道民生活を中心として産業を守ること、産業面より転落した失業者を救済すること、更に日々の生活に脅威をうけている最低生活者を救済することに重点をおいたのであります。が、この苦しい財政面の中においても、積極的に実施すべき重要問題については、それぞれ特別の考慮を払い、出来る限りの必要な措置を講じたのであります。

特にこれらの政策の遂行にあたりましては、科学技術の振興を図つて産業の保護育成に努めると共に、本道を生活の場としてのよりよい福祉社会たらしめ、道民生活の向上発展に寄與いたしたい所存であります。

かくしてこそ、はじめて私は四百五十万道民の中より落伍者のない、明るい北海道の真の民主行政が確立されるものと確信いたしておりますので、議員各位をはじめ道民各位の格段の御理解と御協力をお願いする次第であります。

## 知事提案説明要旨

只今議題となりました昭和二十九年北海道費歳入歳出予算案その他につきまして、その大要を御説明申し上げます。

昭和二十九年度の地方財政計画につきましてはさきに申述べました如く大幅な圧縮を余儀なくされておるのでありますが、もとより道財政においてもその埒外にはあり得ないのであります。前年度に較べ給與ベースの引上げに伴う職員費の平年度化による増加約十六億円、公債償還費及び恩給費の増加或は災害対策資金利子補給金等義務費の増七億円、諸般の施設々置に伴う運営費の増加約一億円合せて約二十四億円を抱えこんで財政規模の策定をなさざるを得ない結果となり昭和二十八年度現在予算に比し概ね四十億円に達する実質的規模の縮小となる次第であります。

かかる財政の見透し下において、社会経済情勢の推移に伴う産業の振興、民生の安定等の緊急課題に対処しこれが対策の万全を期しますことは刻下の緊要事であります。に鑑み、既定経費につきあらゆる角度からその行政効果並びに緊要度を勘案し極力これが圧縮に努めもつて現下の重要施策の予算化を図つた次第でありまして、予算の総額は、

普通会計	三百三十五億二千七百三十四万円
特別会計	四十億一千八百六十七万円
合計	三百七十五億四千六百一十万円

と相成つた次第であります。

以下普通会計の歳出の主なものから順次御説明申し上げます。

先ず第一は産業経済費についてであります。農業関係から逐次申し上げますと存じます。

食糧の増産確保の問題は我が国現下の経済情勢に鑑み、その自給度の調期的伸長が強く要請されておりますことは、御承知のとおりでありまして、本道の自然的地理的条件に即応する寒地農業の確立は喫緊の要事であり、昨年の冷害凶作の経験に照し適地適品種の指導奨励及び農業技術の浸透徹底等により冷害克服に万全を期しますことは勿論、高度の営農態勢確立のための基本方策として牝牛の購入貸付、耕土改良施設の整備優良種苗の生産普及等を前年に引きつづき強力に推進すると共に他面生産物の価格安定を図りますための共販体制を促進せしめて農民経済生活の安

定向上に資したいと存する次第であります。

さて無畜農家の解消を目的とする牝牛貸付事業につきましては前年同様一般及び開拓設家分を合せ一十頭を見込みその経費六千万円を計上いたしました。更に本年度仔返しを予定される一千五百八十八頭がありますので合計二千五百八十八頭を貸付いたしたいと考えております。

次に土地生産力の増強を脱いとする心土耕、混層耕等実施のための耕土改良施設費といたしましては国庫補助金七千三百五万円の交付の見透しを得ましたのでこれを見合ひ

トラクター五十三台及び附属農具の購入費 一億四千六百四十六万円を計上いたしました。また、本道に広く分布しております酸性土壤改良につきま

石灰等の購入補助金として国庫補助分 四千八十万円  
に道費補助分 八百八十万円

を加え、四千九百六十万円をまた適地適作を普及奨励し飛躍的生産の拡充をあげますため

道直営原種農場の経営費 一千五百四十八万円  
委託原種圃の経営並びに管理委託のための経費 二千八百三十三万円

採種管理並びに種苗審議会の経費 五百三十五万円  
合計 四千九百六十六万円

を更に馬鈴薯の品種改良を図りますため  
馬鈴薯原種農場費 六百三十七万円

を計上いたしました次第であります。

なお農業技術の浸透につきましては北方農業経営特に冷害に対処いたしますために一層その普及徹底の緊要性を痛感いたすところでありまして農業改良普及事業を重点的に推進してまいりたいと考えましてこれが経費として

農業改良普及員の活動費 三千二百万円  
農業改良普及事業協力員設置費 二百五十万円  
農業技術改良普及費 百六十八万円  
同じく経営改善奨励費 百十二万円  
農業改良普及員研修費 三百十三万円

を計上いたしました外

農業試験場の経費  
農業経済科学研究所費

七千十 万円  
四百十二 万円

を計上し技術の基礎的研究とその成果の普及指導に万全を期してまいりたいと存する次第であります。

次に畜産の振興に資しますための経費につきましては種牡畜を導入し血液更新によりその増殖をはかりますため

種牡牛購入貸付のための経費 一千五百十四万円  
種牡馬購入貸付のための経費 一千百六十五万円  
種牡細羊並びに種牡豚の購入助成費 二百三十万円

を見込みました外、外貨獲得に多くの期待をよせられております。  
ミンク導入のための経費 百五十五万円  
を計上いたしております。

又家畜の改良増殖の効率を高めますため一昨年以來家畜人工授精所の整備統合計画を進めてまいりましたが

民間九カ所に対する促進費補助金 二百十六万円  
道立人工授精所の運営費 三百八十九万円  
を計上いたしております。

更に家畜衛生の普及徹底を図りますため

三十九カ所の家畜保健衛生所の維持運営費 一千百三十三万円

をまた、畜産資源の保持培養に資しますため、  
家畜伝染病の予防並びに検診等の経費として馬の伝染性貧血検査費 二百六十六万五千円

同じく馬の流行性腦炎及びバラチブスの予防費 三千百九十一万円

牛の流行熱予防及び結核病検査費 九百一 万円

豚コレラ及び雛白痢等の予防費 六百六十五万円

等合計七千七百九十八万円を計上いたしますと共に前年に引つづき

馬の伝染性貧血症対策費 四、百 万円

をまた牝牛の空胎防止対策のための

家畜繁殖障害除去対策費 五百六十七万円

を見込んでいます。

なお家畜の飼料給源として牧野改良並びに飼料対策はゆるがせにできないところ

でありますので、これが経費として

模範牧野設置費補助金

六十二 万円

管理牧野、保護牧野の改良費に対する補助金 三千八百四十二万円

牧野草地改良施設費 二千七百八十六万円

飼料作物採種圃設置等飼料対策費 一千七十七万円

を見込みました外

種畜場の経費 三千五百四十三万円

種羊場の経費 二千四百四十四万円

を計上し、家畜の改良増殖の基礎的問題の解決をはかつてゆきたい所存であります。

以上の外主要作物の病害虫防除対策として、異常発生に対処する備蓄農薬購入資金として  
北海道購買農業協同組合連合会に対する貸付金 二 千 万円

水稲病害虫防除費 一千二百三十万円

病害虫防除所等の経費 五百四十二万円

を見込みますと共に

亜麻、甜菜園芸作物等の増産奨励費 七百六十三万円

生活改良普及費 四百四十八万円

農村工業振興費 百七十七万円

主要食糧集荷促進費 三 百 万円

農業講習所費 八百三十万円

等農業振興のための経費を計上いたした次第であります。

以上は主として生産面に関連する事項を申し上げましたが、これに対応する消流対策は農家経済に重大な影響を齎すことは申すまでもないところでありまして、前年度において農産物価格安定対策として北海道販売農業協同組合連合会に対し三億円の資金貸付をなし共販体制の強化を図らしたのであります。成果において見るべきものが尠くないのでありまして更に一年これを継続のことといたしたいと存する次第であります。

なお本年は全く新たな試みとして畜肉の価格安定対策費として二千二十万円を計上いたしておりますが、これは北販連の設置せんとする冷蔵庫の設置に対し助成し本施設活用により畜肉の集出荷を規制して価格の安定をはかると共に集荷体制はすべ



て農業協同組合を通じて行わしめることにより農民の利益を保護しようとするものであります。

更に農民の経済活動は農業協同組合を通じて行われておりますことは御承知のとおりでありましてこれが育成強化を図りますための経費

百七十四万円  
 二百万円  
 四百六十九万円  
 百 万円  
 百四十二万円

農業協同組合検査費  
 再生産並びに長期金融等の農業金融対策費  
 農林漁業資金管理運用指導費  
 再建整備指導並びに組合経営改善費

昨年の水害及び冷害対策のための資金四十六億円に対する利子補給金、国庫補助金二億三千三百九十九万円を見合い、三億四千九百七十九万円を見込みますと共に、農産物の移輸出等を含めての販売改善対策のための経費  
 六百 万円  
 四百三十七万円  
 百 九 万円  
 百 万 円  
 二百 万円  
 百九十七万円

農業者協同組合講習所費  
 農村厚生対策費  
 食品工業振興対策費  
 農業者協同組合講習所費

次に商工業関係について申し上げます。

本道の開発を促進し、経済の安定を図り道民生活文化の向上を期しますために、資源の開発から進んで、産業の高度化と販路の拡大、即ち他産業との関連において商工業の振興による道民所得の向上を図らなければならないことは当然でありまして、しかも産業構造の根幹としてその数においては勿論、生産の面においても、輸出の面においても更に雇働力の面から見ても、大きな比重を持つ中小企業が、その資本力においてもまた経営上の脆弱さから常に苦境に追込まれている実情に鑑み、前年に引続き、中小企業の維持安定、販路の拡大を主眼とする消流対策の推進、工業の開発振興、地下資源の開発等を基本として、重点的に予算化を図ることとした次第であります。

先ず、中小企業の維持安定対策といたしましては、本道中小企業形態の欠陥ともいうべき企業の濫立競合の弊を是正し、立地条件に適合した体系の確立を図ること

が肝要のことと思われるのでありまして、このため

業界診断及び企業体系の確立指導費 百四十六万円

また、企業個々の経営の合理化をはかりますための企業診断費

能率指導所の経費 三百 万円

機械類購入貸付のための経費 八百七十一万円

組合共同施設の助成並びに指導費 二千四十万円

技術の向上及び熱管理の指導費 百九十四万円

商工業協同組合の育成費 百八 十 万円

資金源の増大を一層強力にいたしますため

をを見込み、更に金融促進の問題につきましては、中小企業の信用力を補強し、貸出

北海道信用保証協会に対する貸付金 五億四千万円

同協会に対する損失補償金 二 千 万 円

さらに商工組合中央金庫に対する貸付金 一 億 円

を見込んでおりますと共に、積極的に指導助長いたしますため

中小企業相談所の指導並びに助成費 一千百四十二万円

を計上いたし、金融引締めその他現下の経済情勢の変動によつて倒壊の危機にさらされつつある中小企業を防衛すると共に、その振興に資したいと存する次第であります。

次に内外交易の伸張等消流対策につきましては、昨年より徐々に不振の傾向を辿りつつある本道の輸出入貿易の実情に鑑みまして輸出産業の振興指導に重点をおき、その経営の合理化、品質の改善を計るとともに、海外市場の調査分析、販路拡張等の諸対策を講ずるための調査、指導、斡旋、宣伝等の経費

北海道貿易会助成費 六百六十八万円

北海道貿易会助成費 三百五十万円

を計上いたしました。

また、国内販路の面におきましては、一般経済会の不況と本州業者の進出等から

経営不振にあえぐ本道業界の実情に照し、市場の実態を調査して物資交流状況を把握し、活潑な宣伝等により本道物産の恒久的市場の開拓と伸張を図り、且つ道内における道産品の愛用運動を促進することとし

この調査指導、斡旋及び宣伝のための経費 四百八十八万円

を見込みました外

物産鞆旋東京事務所費

六百八十八万円

物産鞆旋大阪事務所費

二百七 万円

物産鞆旋福岡連絡事務所費

百五十四万円

北海道物産協会助成費

百七十五万円

を計上いたしますと共に

今夏函館市において開催される「北洋漁業再開記念北海道大博覧会」の経費

四 千 万 円

及び「宮崎博」の参加費

五 十 万 円 等

産業振興博覧会の費用

四 百 三 十 万 円

を見込んでおる次第であります。

次に工業の開発振興については、総合開発計画の重要課題として、特に高次加工工業への前進をはかり、資源の徹底的利用と相俟つて新規企業の誘致と、既存工業の維持再建につとめることとし

工業開発計画策定費等の工業開発費

二 百 十 二 万 円

工業の維持再建等工業振興対策費

六 百 万 円

を見込みますと共に産業振興の基礎要件である電力対策のための経費

二 百 十 万 円

を計上いたしました。

また工業試験場につきましては、工業振興上の諸問題に対する基礎的研究は勿論のこと、研究成果を広く関係業界に普及指導することとし、その試験研究及び調査のための経費

三 千 五 百 十 四 万 円

を見込みました。

さらに地下資源の開発につきましては、本年度も本道特産有用鉱物の開発並に天然ガスの企業化調査等に主眼をおき

調査、探鉱、及び試維探査等の経費

一 千 八 百 七 十 六 万 円

を見込んでおる次第であります。

以上の外本道の観光資源を内外に紹介してその認識を深めさせると共に、一面観光客の誘致をはかりますための経費

三 百 五 十 九 万 円

電気之恩恵に浴し得ない僻地における風力発電施設に対する助成費、本年はモデルケースとして七十カ所分、設計指導費を含めて

二 百 万 円

電気ガス火薬類等の指導取締のための経費

四 百 四 十 二 万 円

計量器の取締及び検定のための経費

九 百 十 一 万 円

を計上しております。

次は水産業関係についてであります。

本道漁業の主体をなす沿岸漁業は近年における資源の変動と漁民の増加等によつて行詰りの状態にありますので、これが資源の保持、培養に努めることは勿論、過剰生産力を沖合遠洋漁業に転換せしめることが刻下の重要課題であります。このためには漁業金融の硬塞を打開して、その促進をはかりますと共に、漁獲物の共販体制を強化することにより魚価の安定をはかつていく等の諸施策を推し進めて漁業経済の安定向上に寄與いたしたいと存する次第であります。

先ず沿岸漁業の振興のため前年同様浅海増殖事業を推進することとし、投石岩礁破砕等の奨励費

五 千 六 百 七 十 五 万 円

貝類の増産奨励費

一 千 四 百 十 六 万 円

浅海保護水面の管理費等の経費

二 百 二 十 二 万 円

を見込みました。

次に漁業開発基地としての漁港整備のための経費についてであります。

漁港修築工事費

二 億 五 千 八 百 七 十 一 万 円

漁港修築促進のための作業船の建造費

一 億 三 千 五 百 万 円

漁港簡易工事費

一 億 二 十 万 円

を計上してその強化拡充をはかり更に未開発漁田開発のための経費として

四 千 六 百 九 十 六 万 円

を計上いたしまして、住宅、電力の誘致、小学校、船揚場等の施設の整備をなさんとするものであります。

次は漁村経済の安定並に水産物の消流対策についてであります。本年度は、漁業生産物の共販体制を確立して魚価の安定をはかりますため北海道漁業協同組合連合会に一億円を貸付し、これが促進に資したいと考えております。ほか、

重要魚族出荷調整補助金

六 百 十 五 万 円

魚菜市場の指導及び製品の販売対策等の消流対策費

百 五 十 一 万 円

漁業権証券資本金化、農林特産の導入奨励等の金融権証策費

三 百 七 万 円

道南漁村安定対策費

二 百 二 十 五 万 円

を見込んで漁家経済の安定向上に寄與したいと存する次第であります。

以上の外、

を計上いたします。

を計上いたします。

を計上いたします。

を計上いたします。

を計上いたします。

を計上いたします。

を計上いたします。

を計上いたします。

水産業協同組合育成費

三百三十四万円

漁業操業指導費

五百九万円

漁業取締費

二千六百六十二万円

漁業調整委員会費

三千四百六十五万円

漁業生産指導費

二百八十七万円

漁業奨励費

六百五十七万円

北洋漁業開発費

百六万円

漁港調査費

百二十万円

水産試験場の経費

四千九十九万円

水産孵化場の経費

三千六百六十二万円

水産練習所費

七百十四万円

水産協同組合講習所費

三百九万円

等をそれぞれ見込みまして水産振興に遺憾のないようにいたしたいと存ずる次第であります。

次に林業関係について申し上げます。

森林資源の保護培養は災害防止等の国土保全対策並びに発電及び農業水利等産業の振興の上に重大な影響力をもつものでありますことは多言を要しないところであります。特に民有林においてはその蓄積は著しい減少を示しております。現況に鑑み、本年度においても国の施策に順応して造林の振興、治山事業の推進に努めると共に林道網の拡充によつて奥地林分の開発をはかり消費部面においては林産工業を振興して未利用資源の活用の方途を探究するとともに木材利用の合理化と需給の調整に遺憾のないようにいたしたいと存ずる次第であります。

先ず造林振興につきましては森林資源造成事業費として人工植栽 三万六千八百町歩、人工播種五十町歩、天然下種補整九千町歩、学校植林一千七百町歩等を実施することとし五億五千六百二十七万円

造林臨時措置法にもとづく三万五千町歩の認定費

二百八十万円を、

また、造林の重要な要件である樹苗確保対策として

優良苗木購入調整費

一億五千三百十九万円

からまつ苗木養成委託のための経費

二千九百三万円

道直営苗圃の経営費

四千三百万円

結果採取事業費

二千三百七十四万円

民営苗圃の奨励費

二百六十七万円

を計上いたしました。

更に国土の保全並びに資源保続のための経費といたしましては

山地崩壊地の復旧その他治山事業費

二億三千四十五万円

保安林調査並びに同配備調査費

三百四十万円

治山事業基本調査費

二百万円

林野火災警防費

三百七十七万円

野鼠の防除等の森林保護費

二千二百三十八万円

を、また未開発林分の利用、森林経営の合理化植伐の均衡、林業技術の向上と普及をはかりましたための経費として

林道施設費

八千十万円

森林計画編成費

三千八百五十三万円

林業講習所費

百三十万円

林業経営指導費

一千六百万円

林業技術普及事業費

三百八十七万円

を見込みました外

木材資源利用の高度化のための研究調査及び中間工業試験の実施機関たる

林業指導所の経費

一億七百十五万円

林産物振興対策費

百九十六万円

木炭生産指導費

五百四十五万円

泥炭加工燃料生産研究費

百万円

国立公園費

百七十四万円

国立公園費

七百五十五万円

織政諸費

二百七十二万円

森林組合の振興並びに組合検査費

二百四万円

耕地防風林施設補助金

二百万円

市町村有林経営編成補助金

百万円

等を見込みまして林業の総合的振興を計つてまいりたいと存ずる次第であります。

次に開拓事業関係について申し上げます。

戦後の緊急開拓に始まる本道の開拓事業は過去十カ年の歳月を経て定着入植戸数 二万六千八百十二戸約十一万人を収容し十二万六千五百十五町歩の可耕地を造成して食糧増産と人口問題解決の一翼を担つて大きな役割を果してまいつたところでありますが、最近におきましては地元入植及び増反に対する要望が非常に強くなつてまい

りましたので農家二、三男対策をかねて地元入植に重点を指向してまいつてゐる次第であります。

昭和二十九年年度の国庫助成による新規入植者は道外九百戸道内一千百戸合せて二千戸の決定を見ておるのでありますが、この入植戸数を基本とする経費といたしまして

開拓建設事業費三九三地区 五億二百五十八万円

用地配分費 二四、七五〇町歩 一千百万円

開拓地区及び道緊計画費 二千七百六十五万円

開拓建設附帯工事費 一千九百九十万円

小団地補助工事費 七百六十二万円

簡易軌道補強費 一千七百七十四万円

入植施設といたしましては一般住宅九八一戸、耐寒住宅一、一一三戸、居小屋再建

四七二戸、小学校二八棟、標準住宅二〇戸の建設費補助及び九〇軒の配電線延長に

よる電化促進費 三億四千三百三十一万円

開墾作業補助 一二、一三一町歩 五億一千二百二十四万円

酸性土壌改良費 一二、九二〇町歩 一億六千六百二十二万円

を計上いたしておりますほか新に国の助成を得ることになりました開拓地の診療所

設置に対する補助金十カ所分一千万円を計上して医療施設の整備をはかることとい

ました次第であります。

さらに新規入植者の受入に伴う諸般の事業の円滑をはかりましたため

入植者選衡及び編成費 五百五十五万円

開拓者の資金対策に要する経費 四百九十万円

開拓審議会の運営費 五百万円

農村建設計画調査費 百五十五万円

を計上いたしておりますほか入植者の営農の合理化と生活安定向上をはかるため

経営指導等の営農促進費 一千三百九十四万円

開拓医、保健婦、助産婦の設置費 一千六百四十八万円

常備薬品、巡回映画、花嫁藍旋等文化厚生 百七十四万円

のための経費 百七十四万円

開拓協同組合育成対策費 五百四十万円

を計上いたしました。

又総合開発推進のため特定地域の基本調査に要する経費二百八十二万円、国土調

査法に基く地籍測量費五百七十万円、字地番整理費二百八十八万円、駐留軍保安隊  
接収用地対策費八十二万円、北海道開拓協会助成金を含め開拓促進奨励費二百十三  
万円、拓殖実習場の経費一千二百一十万円を計上いたしまして開拓事業の推進に遺憾  
のないようにいたしたいと存する次第であります。

次に土地改良事業について申し上げます。

先ず道営の土地改良事業といたしましては、

灌溉排水事業費 三億八千九百九万円

軌道客土事業費 二億四千九百七十七万円

温水溜池事業費 二千四百万円

畑地灌溉事業費 三千二百九十万円

土壌侵蝕防止事業費 一千六百万円を

また道営小規模土地改良事業として道南漁村安定対策費を含め七千六百万円を見  
込みますと共に道営事業の円滑なる施行を期しますための土地改良事業機械整備費  
として三千万円を計上いたしました。

又国庫補助による団体営の事業補助としましては

灌溉排水事業費 八千五百万円

暗渠排水事業費 二億九千九百九十九万円

馬糞客土事業費 四千六百五十七万円

区画整理事業費 三千三百八十九万円

農道事業費 二千二百六十九万円

畑地灌溉事業費 一千六百八十四万円

及びこれらの事業の円滑なる遂行をはかりますための事務費二千九百九十五万円

を計上いたしました。

以上のほか、

耕地災害復旧費 五百四十万円

土地改良試験調査費及び土地改良事業振興対策費 二百八十六万円

等を見込んでおるのであります。

なお、昭和二十六年年度並びに昭和二十七年年度の議決にもとづく土地改良の道単独  
補助事業に対する義務負担額五千六百五十二万円を計上いたしました。

次に農地関係につきましては画期的な農地改革の成果を維持し耕作者の地位の安  
定、農業生産力の増進を図ることが最も緊要なものと存じますので

農地の利用調整関係の指導並びに小作料 二百五十二万円

の改定に要する経費

二百五十二万円

自作農創設維持に関する経費

一千四百二十九万円

農地の交換分合事業に要する経費

二千七百九十九万円

道農業委員会費

一千百一十一万円

市町村農業委員会運営費

八十五万六千円

農業委員会道連合会に対する助成費

八十五万円

をそれぞれ見込みました外未墾地の取得及び売渡し等の経費については、それぞれ国庫補助金を見合ひまして三千八百万円を見込んだ次第であります。

次に、土木費について申し上げます。

総合開発推進の基礎となるべき公共土木施設の整備拡充については国策としてさきに北海道開発公共事業費の設定を見まして道費に対する補助並びに直轄経費の投入と相俟つて着々その成果をあげ来つたところでありますが本年度は一千二百七十余料に亘る市町村道の道々への昇格を実施することとし別案によりその認定方につきおはかりいたしておる次第であります。今日の道財政の現況から見まして積極的経費の増額は件々容易ならぬものがあるのであります。先ず公共事業の完全消化を目的とし、併せて単独事業による補強強化に努めることといたしたいと存じておる次第であります。

先ず最初は公共事業から順次申し上げたいと存じますが道路橋梁費関係におきましては

道路改良費

三億二百万円

永久橋架換費

三億九千九百八十三万円

木橋架換費

八千七百万円

道路舗装費

七千六百万円

舗装道補修費

一千八十万円

災害防除費

一千二十三万円

河川関係においては

河川改修費

五億五千六百六十六万円

河川局部改修費

一億二千五百五十万円

砂防工事費

八千四百万円

海岸侵蝕防除費

三十五百万円

河川改修調査費

四百万円

等を計上いたしました外災害公共事業として  
災害土木復旧費

三億円

災害河川改修費

三千万円

を見込んだ次第であります。

右の外道単独の事業費といたしましては

道路局部改良費

六千万円

道路小破修繕費

一億円

永久橋架換費

一千万円

木橋架換費

五千万円

橋梁補修費

三千万円

道路側溝費

一千二百五十万円

河川補修費

一千万円

都市計画街路事業費

三千五百五十万円

観光土木費

四千万円

を計上いたしております。なおこの外東札幌土地区画整理事業の継続年度を更に一年延長してその完成をはかりましたための経費

及び西郊区の土地区画整理事業を前年に引つづき実施することとしこの経費

を計上いたしました。

なお土木機械整備費

三千二百万円

土木現業所の経費

一千八百万円

を見込んでおりますとともに土木一般の行政費として

建設業諸費

二百二十万円

道路管理費

五百二十万円

河川管理費

九百七十七万円

水防費

三百万円

都市現況調査費

七百六十万円

を計上しました。

市町村道路改良費補助金

一千万円

上水道施設費補助金

一千八百六十六万円

定期航海費補助金

四百万円

をそれぞれ計上いたしております。

次は教育費に関する事項であります。自主的精神に充ちた心身ともに健康な道民を育成し、文化の創造と発展とに寄與させるためには、その基礎を教育に求めな

ればならないことは今更申上げるまでもないところであります。

従つて北海道教育委員会より送付を受けました歳入歳出予算の見積につきましては十分に検討を加へ、又同委員会とも慎重、協議を重ねてその意のあるところを徴し、茲に兩者の意見の一致を見て提案の運びとなつた次第でありまして教育費予算の総額は、百二十四億百七十一万円となるのであります。

而して教育費予算中最も大きな比率を占める学校職員の人件費について總括的に申上げますと、本年度は、昨年度実施の給與ペーシの改訂並びに年度半ばの増員及び宿、日直手当、へき地手当の平年度化等に伴い相当大幅な増額をみているのであります。

次に学校別に申上げますと、

小学校校費において 五十四億八千七百四十六万円

また中学校校費においては 三十三億一千五百七十七万円

を計上致しましたが、この中には児童、生徒の自然増に伴う職員の増員費

小学校 四百八十八人 六千六百三十八万円

中学校 七百七十三人 一億九百五十六万円

を見込みますと共に教員の配置基準引上げにつきましても財政の許す限度において

小学校 十七人 二百九十五万円

中学校 百三十三人 一千九百五十四万円

を計上いたした次第であります。

次に高等学校費においては、最近における生徒の入学難に鑑み、これを緩和するために十一学級を増加しこの経費四百五十五万円及び美唄南高等学校に全日制の課程を設置するための経費 二百二十七万円

を計上致しました。又人件費以外の主要なものと致しましては、

需用費並びに生徒用机椅子購入費 八千七百七十三万円

実習費 二千四百四十一万円

実習船の運営並びに維持管理費 一千五百万円

札幌北高等学校校外五校の改築費 一億四千八百万円

稚内商業高等学校校外二校の災害復旧費 七千万円

永山農業高等学校実習地購入費 百四十一万円

校舎その他の整備事業に伴う建物買収年賦 八千三百五十八万円

金及び利子 一千二百万円

校舎修繕費

等を合せ 十九億六千七百九十四万円

を計上いたしました。

次に定時制高等学校費におきましては

人件費 六億八千四百六十五万円

需要費 二千二百三十四万円

実習費 百六十二万円

等を合せ 七億八百六十一万円を

又旨ろり学校においては

人件費 九千八百八十七万円

生徒就学手当 七百五十三万円

需要費 六百八十九万円

教材整備費 百十五万円

維持管理費 百二十万円

札幌育学校校外二校の改築費 三千万円

等を合せ 一億三千八百八十四万円を

通信教育においては

人件費 三百九十四万円

需要費 九十二万円

計 四百八十六万円

をそれぞれ計上いたしました。

次に学校費以外の経費といたしましては教育行政の合理化と機能の発揮を図るため

教育調査並びに地方教育委員会の連絡指導費 五百十六万円

教育公報費 五百三万円

教育広報費 二百三十六万円を

又教員の資質向上、教育内容充実等のため

教育放送講座費 二百八万円

教員養成費 九百九十万円

教育研究会費 二百三十九万円

教育指導費 百九十六万円

教育奨励費 二百五十七万円

教職員検定試験費 百七十七万円

高等学校入学者選抜費

三百三十四万円

教育研究所費

四百二十八万円

産業教育振興費

九千五百九十二万円

理科教育振興並びに学校図書館振興費

百六十六万円

を、更に教育関係職員の厚生施設費としては、

教職員共済組合給興費

二億八千三百二十六万円

福利厚生並びに職員住居施設費

四千二百万円

を見込みますと共に

教育財政経理事務諸費

二百八十一万円

新制中学整備事務費

五百万円

をそれぞれ計上いたしまして教育財政並びに経理事務の適正を期せんとするものであります。

次に社会教育の振興を図るための経費として

社会教育指導費

百二十一万円

成人並びに青少年教育費

四百六十九万円

文化振興並びに文化財保護費

二百四十四万円

社会教育施設費

三百二万円

視聴覚教育費

三百三十七万円

図書館並びに教育研究所運営費

七百四十五万円

又保健体育に要する経費としては

学校並びに社会体育振興費

七百四十万円

学校保健費

九百万円

パン給食補助並びにユニセフ給食対策費等の学校給食費

六百六十五万円

をそれぞれ計上いたしました。

教員保養所経常費

三千五百九十三万円

以上の外教育委員会事務局費

一億九千九百八十四万円

教育財産事務諸費

百万円

等の諸経費を計上いたしまして教育行政に遺憾のないようにいたしたい所存であります。

次に社会及び労働施設費について民生関係から御説明申し上げます。

道民生活の文化的、経済的貧困よりの脱却と更に前進してその質的向上を図ることが民生安定の要諦でありますことについては今更に贅言を要しないところであります。就中低所得者の更生自立対策を強力に推進してその生活安定と生活文化の向上を期しますことは極めて肝要でありますので前年度に引続き

生業資金貸付事業費

四千三百三十五万円

厚生資金貸付事業費

一千二百十九万円

授産事業資金貸付事業費

一千九万円

消費生活協同組合運転資金並びに設備資金貸付事業費

二千六百五十四万円

を計上して独立自営の素地を涵養いたしますと共に地域社会福祉組織の育成強化を図りますため

社会福祉協議会補助金

四百万円

民間社会福祉施設の充実強化のため

社会福祉施設整備費補助金

百五十万円

をそれぞれ見込みました外社会福祉のセンターとして設置いたしました北海道社会福祉館の運営費百一十万円を計上いたしました次第であります。

次に七万八千余に及ぶ本道の生活困窮者に対し最低限度の生活を保障しその自立を助長いたしますことは社会福祉の根幹でありますのでこの経費として

生活保護費

十三億八千四百六十二万円

保護施設費

二百三十八万円

保護対策費

三百九十八万円

監査指導費

二百十三万円

道立養老院費 二カ所分

九百七万円

社会福祉事務所費

三千七百八十五万円

を計上して生活保護の適正円滑なる実施を図ろうとするものであります。

次に身体障害者の福祉に関する経費といたしましては

身体障害者補装具交付金

一千五十一万円

身体障害者更生医療事業費

百五十三万円

身体障害者更生相談所及び身体障害者更生指導所費

六百二十七万円

身体障害者福祉諸費

二百六十五万円

戦争病者授産費

八百五十八万円

を計上し本道において約二万八千と推定せられる身体障害者の更生援助及び更生保

護に万全を期します外アフターケアー施設費 三百九十六万円

を見込みまして結核回復者の医務管理と作業訓練とを行い体力の培養と職能修練とによりこれ等の人々が速やかに社会経済活動に參與出来得るようにならしたいと存する次第であります。

次に婦人児童の福祉増進並びに青少年の保護育成対策のことについて申し上げます。

現下の社会問題たる青少年の不良化を防止いたしますと共に知能程度の低い児童並びに社会的乃至は家庭的環境に恵まれない児童の保護を徹底し、健全な社会人として育成いたしますため

教護院費 三カ所分 一千二百三十九万円

精神薄弱児施設費 三百五十一万円

乳幼児費 二ヶ所分 一千四百二十二万円

肢体不自由児施設費及び虚弱児施設費 六百九十七万円

児童相談所費 七カ所分 一千三百二十三万円

児童保護委託費 一億二千九百十七万円

児童保護市町村措置費補助金 一千九十一万円

身体障害児童福祉費 百七十四万円

里親制度振興費及び青少年問題協議会費等 七百一十万円

を見込みますと共に児童福祉施設の整備を図りますためこれが補助費四百万円を計上し、その万全を期した次第であります。

次に母子世帯の福祉対策といたしましては

婦人対策費 一千七百七十二万円

保育事業費 二百七十四万円

を見込みますと共に社会経済情勢の深刻化に伴い母子世帯に対する応急生活資金貸付事業の必要性を認め、所要の経費二千三十万円を計上いたした次第であります。

次は相扶共済の精神に則り疾病に起因する貧困を防止しようとする国民健康保険のことについてありますが、この制度の道民生活に及ぼす影響の重要性に鑑みその円滑な運営を図りますため、

直営診療施設々置費補助 三千八百二十七万円

保険者事務費補助 一億三百五十万円

保健婦設置費補助 一千六百八十六万円

国民健康保険助成交付金 二億五千万円  
国民健康保険振興強化費 四百九十四万円

を計上し、又未復員者、未引揚者及び遺族の福祉につきましては  
遺族留守宅福祉費 百七十一万円

未復員者調査並びに未引揚邦人調査費 六百七十八万円  
復員処理費 九百十八万円

を見込みました外、社会福祉事業の伸展を期しますため  
民生事業費 百十万円

社会福祉事業職員指導訓練費 百六十九万円  
社会調査統計費 百九十万円

をそれぞれ計上いたした次第であります。  
母子福祉資金貸付事務費 三百二十二万円

次は消防並びに災害対策に関する事項についてであります。火災による災害は、いままお毎年巨額に達する実情にありますので、これが予防の徹底と消防力の強化に努めますため

消防振興費 六百七十四万円  
消防学校費 九百二十万円

を見込みました外  
災害救助費 百七十九万円

非常災害対策費 百十万円

を計上して災害の防止とその対策に遺憾のないようにいたした次第であります。

次は労政関係についてであります。本年度においては内外の諸情勢にもとづく経済変動による労働事情に対処するため労働組合の育成強化、未組織労働者の組織化はもとより労働紛争の調整、労働者福祉対策等に一段と強力な施策を推し進めなければならぬと思つて次第であります。仍つてこれがため

労働紛争調整対策及び労使協調促進費として 百十万円  
日雇労働組合及び中小企業労働組合指導費として 九十七万円

労働事情調査費として 二百六十四万円  
地方労働会館建設等の補助金及び労働者福祉活動育成指導等に要する経費として 二百八十万円

道立札幌労働会館及び登別労働者保養所維持費として 三百三十八万円



労政事務所経常費及び庁舎建築費として  
一千四十万円

労働審議会の運営に要する経費として  
百九万円

労働科学研究所費  
七百十七万円

をそれぞれ計上して労働組合の民主的にして責任性ある健全な発達とわが国の実情に即応した合理的な労使関係の安定を図ろうとするものであります。次に労働教育関係といたしましては

中央労働学園並びに地方労働学校開設費  
九十一万円

通信労働教育講座開設費  
二百九十八万円

視聴覚労働教育費  
百一十万円

労働大学並びに職場巡回労働講座開設費  
百二十五万円

労働文化祭開催費  
百二十七万円

北海道労働文化協会補助金  
百十万円

をそれぞれ計上して労働教育の普遍的な浸透を図ろうとするものであります。次は失業対策関係についてであります。わが国現下の経済情勢に鑑みますとき、遠かに雇用量の増大を期待し得ない事はもとより、現段階においては寧ろ企業縮小等の措置に因り失業者の漸増を招来して参つて居る実情にある次第であります。仍つて、日雇労働者の常備化促進、恒久就職対策及び雇用調整等の諸対策費として

求人開拓、巡回職業相談等の経費  
百六十五万円

を計上いたしますと共に  
三百八十九万円

失業対策事業費  
二億四千五百九十三万円

を見込んで年間五十五万五千人の失業者を吸収するの外応急失業及び冷害対策費三千五百九十九万円を計上して中小都市及び郡部の失業者約二十万人を吸収しその生活安定を図ろうとするものであります。

なおこれら失業対策諸事業の有機的な運営を図るため  
失業対策運営費  
百九十七万円

日雇労働者の円滑な就労配置を行うため  
日雇労働者寄場新設費  
二百七十万円

日雇労働者集合所運営費  
三百九十一万円

を計上いたしました。更に本道の特殊事情による開発労働の需給調整、年少者雇用対策、移動労働者の需給調整等に万全を期しますため八十五万円を計上いたしました。

次に職業補導事業関係につきましては失業情勢に対応して一層その整備充実を図ることいたしました。即ち

職業補導所経常費及び施設整備費  
六千四百九十六万円

室蘭職業補導所移転費  
一千六万円

身体障害者職業補導所経常費  
七百三十八万円

簡易補導費  
五百万円

を計上いたしました外  
内職斡旋相談所費  
百二万円

共同作業所運転資金貸付事業費  
九百十五万円

職業補導指導諸費  
二百六十七万円

を計上して就職の促進に努めることとした次第であります。次に住宅関係についてであります。住宅問題は道民の生活安定の基盤をなすものでありますので本年度においては

道営共同住宅建設費  
三百戸分  
二億五千四百七十三万円

引揚者疎開住宅建設費  
三百戸分  
一億一千二万円

を計上いたしますと共に北海道住宅建設公社に一千六十七万円を貸付して賃貸共同住宅百戸を建築せしめることとした次第であります。

次に寒冷積雪地帯における住宅構造の改善は道民の生活文化の向上に密接な関連をもつておりますのでこのため

住宅改善調査研究並びにこれが普及指導費  
二百万円

また耐震、耐火的なブロック構造建築の研究並びに普及指導のため  
ブロック建築指導費  
三十八十一万円

を、それぞれ計上いたしますと共に  
耐火建築促進費  
八百十六万円

建築指導費  
五百三十二万円

住宅対策費  
二百十八万円

を見込み計上いたしました次第であります。次は保健衛生費についてであります。

道民生活の安定向上に直接の関連をもつ衛生行政の徹底を期しますためには、その第一線機関たる保健所の整備充実を先決要件といたしますので本年度は網走保健所の格上げに伴う庁舎新築費並びに滝川、深川兩保健所の庁舎改築費及び岩内保健所の増築、上磯保健所戸井支所の改築費として

二千六百五十万円を

見込みました外、その経常費に試験検査等の備品整備費を合せて五千四百六十八万円を計上し、総合開発の基盤として、十分にその機能を発揮させようとするものであります。

次は、結核予防対策についてであります。昭和二十四年着手いたしました北海道結核撲滅五カ年計画は昨年度をもつて一応当初の目標を達成して終了いたしましたのでありますが、最近の様相をみるに、お結核は道民に深く浸潤し、保健上些も楽観を許さぬ実情にありますので本年度より第二次北海道結核撲滅五カ年計画を樹立し、従来の対策の重点を三十才以上の高年令層にも拡大し、更に強力な施策を総合的に押し進めるため、この経費として

結核予防接種費 七百四十六万円  
 結核健康診断費 九千六百六十三万円  
 結核健康診断費 四百八十五万円  
 結核健康診断費 九千六百六十三万円  
 結核健康診断費 四百八十五万円  
 結核健康診断費 九千六百六十三万円  
 結核健康診断費 四百八十五万円

結核健康診断費 九千六百六十三万円  
 結核健康診断費 四百八十五万円  
 結核健康診断費 九千六百六十三万円  
 結核健康診断費 四百八十五万円  
 結核健康診断費 九千六百六十三万円  
 結核健康診断費 四百八十五万円  
 結核健康診断費 九千六百六十三万円  
 結核健康診断費 四百八十五万円

結核健康診断費 九千六百六十三万円  
 結核健康診断費 四百八十五万円  
 結核健康診断費 九千六百六十三万円  
 結核健康診断費 四百八十五万円  
 結核健康診断費 九千六百六十三万円  
 結核健康診断費 四百八十五万円  
 結核健康診断費 九千六百六十三万円  
 結核健康診断費 四百八十五万円

結核健康診断費 九千六百六十三万円  
 結核健康診断費 四百八十五万円  
 結核健康診断費 九千六百六十三万円  
 結核健康診断費 四百八十五万円  
 結核健康診断費 九千六百六十三万円  
 結核健康診断費 四百八十五万円  
 結核健康診断費 九千六百六十三万円  
 結核健康診断費 四百八十五万円

結核健康診断費 九千六百六十三万円  
 結核健康診断費 四百八十五万円  
 結核健康診断費 九千六百六十三万円  
 結核健康診断費 四百八十五万円  
 結核健康診断費 九千六百六十三万円  
 結核健康診断費 四百八十五万円  
 結核健康診断費 九千六百六十三万円  
 結核健康診断費 四百八十五万円

結核健康診断費 九千六百六十三万円  
 結核健康診断費 四百八十五万円  
 結核健康診断費 九千六百六十三万円  
 結核健康診断費 四百八十五万円  
 結核健康診断費 九千六百六十三万円  
 結核健康診断費 四百八十五万円  
 結核健康診断費 九千六百六十三万円  
 結核健康診断費 四百八十五万円

隘路も多くしかも社会情勢の推移に伴って潜在化の傾向にありまして今後の対策実施に一般と翻期的な方策を必要とする段階にありますので本年度は特に性病知識の普及徹底を図り集団検診、接觸者調査を強力に実施し、潜在患者の発見とその治療に万全を期しますため

性病予防費 一千四百四十万円  
 性病々院費 二千八百三万円  
 性病診療所費 七百九十一万円

性病診療所費 七百九十一万円

次は全道の無医村部落の医療対策としては過去六カ年に亘り重点的に道立診療所を開設いたして参つて居るのでありますが、いまなお所謂無医部落は百数十カ所を数うる実情にある次第であります。仍つて本年度は新に五カ所の診療所を設置することとし、これに既設の診療所の運営費を合せて四千四百二万円を計上いたしました外

未開発地域並びに凶漁地帯無医村部落の巡回診療を実施いたしますための経費 百六十万円

次は環境衛生関係の増進を図ろうとするものであります。狂犬病の発生を防止するための狂犬病予防費

狂犬病の発生を防止するための狂犬病予防費 二千六百二十二万円

環境衛生向上の基本的事業たるそ族昆虫駆除費

環境衛生向上の基本的事業たるそ族昆虫駆除費 五百二十八万円

簡易上水道の補助及び水質衛生等の指導調査費

簡易上水道の補助及び水質衛生等の指導調査費 八百四十八万円

食品衛生監視費

食品衛生監視費 百五十五万円

と畜検査費

と畜検査費 五百八万円

水産食品乳肉衛生等の指導監視費

水産食品乳肉衛生等の指導監視費 九百三十九万円

理容その他諸費

理容その他諸費 二百九十六万円

以上の外

以上の外 二百四万円

医務監視等の医務諸費

医務監視等の医務諸費 一千二百五十五万円

保健婦養成費

保健婦養成費 百九十万円

エヒノコックス、ポトリヌス調査等各種衛生研究試験を行う

エヒノコックス、ポトリヌス調査等各種衛生研究試験を行う 百七十四万円

衛生研究所費

衛生研究所費 一千三百三十一万円

公衆衛生普及指導諸費

妊産婦乳幼児保健指導費

人口動態等の衛生調査諸費

栄養食生活指導並びに栄養調査費

食糧栄養研究所費

衛生教育指導費

優生保護費

精神病院費

精神病院費

う歯予防費

薬用植物の生産指導研究費

輸血用血液製造費

毒物劇物の指導取締等の薬事諸費

をそれぞれ計上いたしまして保健衛生のことにいよいよ万全を期せうとするものであります。

次に道職員費並びに一般行政費について申し上げます。

道職員の数につきましては事務能率の向上、職員配置の合理化等を企図して極力これが増員を抑制して参つて居るのであります。が、養老院、乳児院、精神病院等施設の施設又は拡張等に伴い必然的に増員を余儀なくせられる事情もありません。今

回普通会計において

特別会計において

合計

増員することとした次第であります。

而して道職員費につきましては現給により定数をもつてこれを積算計上いたした

のであります。が、お年度内に生ずる欠員につきましては概ねその三分の二を不補充

することとして可及的に経費の節約を図つた次第であります。

経費の総額は

三十三億四千三十九万円

次は国民体育大会準備費についてであります。道民待望の第九回国民体育大会

秋季大会はいよいよ今夏札幌市外六市において開催せられることになったのであり

ます。

もとより道といたしましては関係各市、関係各団体等と緊密な連繫の下に諸股の

準備に万全を期して参つて居る次第でありまして、本年度においては主として大会

の運営並びに施設の完備上必要な経費を見込み、一億四千九百三十四万円を計上

した次第であります。

次は電力開発調査費についてであります。電力資源を積極的に開発して本道の総

合開発と日本経済の自立達成に寄與いたしますことは刻下の緊要事でありまして

本年度も引き続き豊平川、天塩川、鶴川及びその他の諸河川の電源開発の基本調査等

を行うこととしこれに要する経費として

一千四百二十万円を

又電源開発促進費として

百五十万円

を計上いたしました。

次は新生活建設推進費についてであります。過去一年間の推移をみるに本運動

に対する道民の自主的な建設意欲が漸次盛上つて参つて居りますのでこれを更に強

力に育成するために本年度においては一層啓発指導に努めると共に第一線指導機関

の連絡の強化と運動推進団体たる民間団体の活動促進を図りますため所要の経費

を計上いたしました。

次に北海道総合開発調査についてであります。昨年度は電気通信計画、文化厚

生計画等の立案を行い、又その他地域開発計画を始め必要な基礎調査を実施して参

りました。

本年度は総合開発の第三年次を迎えたのであります。が、電源開発等の基礎的施設

の整備と相俟つて、今後に期待される産業振興方策を樹立するための各種の調査研

究を進めると共に、これらの計画が、各地域において合理的に遂行されるために必

要な地域計画の検討及び計画実現の第一要件であります資金調達方法についての、

調査研究を行うためこれらに必要な経費

を計上いたしました。

次は町村合併促進費についてであります。町村合併は町村の規模適正化によつて

その組織及び運営の合理化能率化をはかり住民の福祉を増進しようとするものであ

りますが、本道においては開発途上にある町村の特殊事情等を充分考慮の上、昭和

二十八年においてこれが合併計画の策定を終え本年度においてはその大部分の

合併を促進しようとするものであります。これに必要な経費として、千五百万円

を計上いたしました次第であります。

以上の外

道議会費

監査諸費	一千五百六十万円
人事委員会費	一千五百八十三万円
公安委員会費	三千八百十万円
選挙管理委員会費	一千百三十四万円
本庁及び支庁共通経費	一億五千二百四十万円
会計事務取扱に関する諸経費	九百十六万円
行政制度実態調査等の行政調査費	七百十万円
行政事務分析及び事務改善等事務改善指導費	二百三十三万円
未開発地域開発促進費	二百八十二万円
泥炭地開発促進費	六百五十万円
科学技術振興費	三百五十一万円
千島及び南舞諸島返還懇請費	五十万円
外国公館との連絡調整並びに行政協定に基づく諸業務処理等の経費	百一十万円
外務諸費	百二十六万円
渉外労務費	一千四百九十二万円
本庁及び支庁々々建築費	一億七千万円
公宅建築及び建物購入費	一千九百四十一万円
庁舎並びに公宅寮等の維持修繕費	三千四百五十八万円
公債費	十億六千四百万円
北大職員住宅建築資金貸付金	八百十二万円
広報費	三千六十八万円
職員互助会補助費	一千七十三万円
職員結核療養所建築費補助金	一千円
職員住宅建設資金貸付金	一千二百八十三万円
道職員共済組合給與金	一億四千五百二十八万円
離島連絡用超短波無線電話施設費	七百四十八万円
統計調査費	三千六百三十二万円
公報費	一千二百四十二万円
職員研修費	二百十七万円
私立学校諸費	九百五十一万円
徴税諸費	一億九千四十九万円

東京事務所費	二千三百九十四万円
貯蓄奨励費	二百六万円
指導奨励費	一千三百七十五万円
地方行政協議会及び地方振興委員会費	二百五十八万円
地方振興奨励費	八百四十万円
総合開発委員会費	二百二十二万円
自治講習所費	九百七十一万円

をそれぞれ見込みまして各般の施策の万全を期せうとするものであります。

以上は普通会計の歳出についてその大要を申述べたのであります。以下これに見合ふ歳入について御説明申し上げます。

道税収入については、現行制度の範疇において各種目に亘り課税標準の完全把握に努めますはもとより税収の見積については現下の経済情勢と道民所得の現状に慎重な検討を加え負担加重に陥ることのないようにいたしますとともに納税貯蓄組合の育成強化並びに納税思想の普及昂揚等により道民の理解と協力のものと徴収成績の向上を期した次第でありまして、道税の総額は 六十八億七千八百一十万円となるのであります。

次に税外収入といたしましては、

国庫負担金、補助金及び委託費等の国庫支出金	百二十八億五千四百九十一万円
地方財政平衡交付金	七十一億七千六百万円
また使用料及び手数料につきましては、経済事情を考慮して極力その増収を図ることとし	九億四千三百七十九万円
を計上し、公営企業収入につきましては、	
宝くじによる収入、自転車競技費会計及び地方競馬費会計	一億二千八百二十二万円
らの益金収入等を見込みまして	
漁港簡易工事、道営灌漑排水事業費等の負担金	二億七千八百七十五万円
寄附金	一億三千二百九十二万円
道有林野事業費積立金等の繰入金	九千七百七十三万円
診療所、保健所収入等の雑収入	二十三億七千九十一万円
道債	二十六億七千三百万円
前年度繰越金	十万円

をそれぞれ見込みまして収支の均衡を図つた次第であります。

次に特別会計について道有林野事業費会計から逐次御説明申し上げます。

本事業費会計の経営方針は全く前年と同様でありまして蓄積資源の保続培養をはかりましたため造林事業を重点とし本年度は四千二百町歩の新植と五千町歩の天然下種補整を予定いたしております。また森林土木事業においては林道網の維持新設により奥地林分の開発を推しすすめることとし、斫伐事業におきましては既定の森林区施業計画に準拠してこれを行い、併せて不良林分の改良をはかつてゆきたい所存であります。

このようにして、編成いたしました予算の総額は 十二億五千九百九十七万円と相成つた次第であります。これを大別いたしますと、

- 人件費 三億二千七百三十七万円
- 事業費 八億二千四百九十九万円
- その他の経費 九千九百六十六万円

でありまして、このうち、

- 普通会計への繰出金 一千四十万円
- 市町村交付金 二千九百六十六万円

を見込んでおります。

次は道営自動車競技費会計についてであります。前年同様十回延六十日間の開催を予定し、これが実施のための所要経費を見込みました外観覧席の改修及び場内施設の整備をなすための費用八百五十万円、豊平町の道路整備の補助百万円等を見込みまして、その総額 六億九千八百八十八万円

を計上いたした次第であります。

その収益金 五千三百万円

を普通会計に繰出しのことといたしております。

次に地方競馬費会計におきましては前年同様札幌外五カ所において十五回延六十四日間の開催を計画し、また岩見澤外三市の施行する市営競馬八回延二十八日間はその実務を道が委託を受けて実施することとし、それぞれその所要経費を積算計上いたしました次第でありますが見込みました予算の総額は 二億二千三百二十七万円でありまして、このうち二百万円は収益金を普通会計に繰出すことといたしております。

次は医科大学費会計についてであります。

昭和二十五年開講の本学は、昭和二十八年度において待望の新卒業生を出した

のであります。今後は一層教員組織と研究施設の整備充実を図ることとし

- 職員費 二億一千二百七十八万円
- 経常費 二億九百十五万円
- 公債償還費 四千八百八万円
- 校舎増築費 五千万円
- 附風病院増築費 一億五千万円
- その他當経費等 一千五百六十九万円

合 計 六億八千五百七十七万円

を計上し、医学教育と道民医療に万全を期せうとするものであります。

なお、これが歳入といたしましては、

- 事業収入 三億一千二百八万円
- 普通会計繰入金 一億六千三百四十三万円
- 起債 二億円
- 財産収入及び雑収入 一千九十九万円

をそれぞれ見合つて収支の均衡を図つた次第であります。

次に道病院費会計につきましては、施設の整備と運営の合理化より地理的な悪条件に拘らず漸次自備の域に達して参つて居るのであります。更に本年度は、国庫補助、起債並びに医療団よりの還付金等により院舎の増築、施設の整備等を行いますと共に、町立松前病院を道に移管することとし、これに要する経費を合せて

- 職員費 七千二百四十万円
- 経常費 一億二千四百三十万円
- 営繕費 八千八百三十六万円
- 公債費 六百十九万円
- その他 二億九千九万円

を計上し、これが財源としては、

- 事業収入 一億八千八百二十五万円
- 国庫補助金 一千五百万円
- 起債 四千百万円
- 医療団還付金 三千四百八十八万円
- 財産収入 三百四万円
- 普通会計繰入金 七百三十八万円

雑 収 入

五十四万円

をそれぞれ見込んで居る次第であります。

なお農産物検査費会計において

二千五百四十一万円

林産物検査費会計において

一億九千八百八十五万円

酪農検査費会計において

一千二百三十三万円

水産物検査費会計において

一億一千二百四十九万円

をそれぞれ計上しておりますが、いずれも人件費並びに経常的検査業務運営のための所要経費を見積つたものであります。右のうち酪農検査費会計においては、抜取検査の手数料収入のみによつては賅い得ませんので普通会計からの繰入金四百十九万円を見込んでおり又、水産物検査費会計においては、給與費等の増嵩により現行の手数料収入においては賅入欠陥を来す見透しにありまので、現在普通会計において運用中の予備基金中二千八百四十三万円の繰上償還を受けこれを繰入れすることにより収支の均衡を図つた次第であります。

次に昨年度創設の母子福祉資金貸付事業費会計についてであります。本年度は四千五百八十八万円を計上して母子家庭の経済的自立に資するものであります。

なお、これが歳入といたしましては、

国庫借入金 二千万円  
起 債 二千万円

貸付回収金 三百五十万円  
普通会計繰入金 二百三十八万円

を見込んで居る次第であります。

次に電気事業費会計につきましては、鷹泊発電所の運営費一千二百一十一万円、公債償還費四千七十三万円、予備費三千三百三十九万円を売電収入及び財産収入等を見合に計上いたしました外

恩給基金会計において 一億五百九十二万円  
学校職員恩給基金会計において 二億五千七百九万円  
民有未墾地開発費会計において 五十一万円  
転貸資金会計において 四百九十五万円  
印刷所費会計において 三千四百八十六万円  
をそれぞれ計上いたしました。

以上は予算案その他につきましましてその大要を申し述べたのでありますが、なお詳

細につきましては御質問に應じ御答弁申し上げたいと存じます。  
何卒よろしく御審議の上適當なる御議決あらんことを切望いたします。

昭和二十九年教育行政方針

昭和二十九年における教育行政は第一「教育行政の合理化、能率化」第二「学校教育の充実」第三「僻地教育の振興」第四「社会教育の促進」第五「保健体育の振興並びに厚生施設の充実」の五項目を基本方針とし実施しよとするものであります。教育委員会におきましては、この方針に基づき総額百五十七億余円に達する教育費の予算を編成し、知事と接衝を行いました。道財政の制約により相当これを縮減するの余儀なきに至り、本議会に提案した予算は百二十四億七十一万八千余円と相成つたのであります。

これを昭和二十八年年度の最終予算百十五億三千九百九十九万円と比較するときは八億六千七百七十二万八千円の増額となつております。

然しながらこの増額の内容は、過般行われた給與ベースの引上げによる人件費と児童生徒の増加に伴う学校費の自然増加によるものが主たるものであります。

御承知の通り教育費予算の特色は学校費及び人件費等の如き義務的性格を有する経費が大きな割合を占めておることでありまして、これ等義務的経費を賅うため他の一般事業費及び行政費が勢い相当圧迫を受ける結果となつております。

試みに今回提出の教育予算を人件費と事業費とに区分してみますと、人件費が九一・一％事業費が八・九％となり、又学校費が九三・七％その他の行政費が六・三％となりまして。

然るに昭和二十八年年度の最終予算は人件費と事業費の割合は八七・四％に対する一二・六％であり、又学校費とその他行政費の割合は九二・七％に対する七・三％でありましたので、これと比較しても昭和二十九年予算においては一般事業費及び行政費の緊縮の著しいことが認められるのであります。

斯かる事情の下において、限りある予算を時勢の進進に伴い益々増加しつつある教育行政の需要に按配し、それを効率的に使用することにより教育行政の円満なる推進を図らなければならないので、これの運用には多大の苦心を要するのであります。

以下教育行政の方針につき概要を御説明申し上げます。

先ず「教育行政の合理化、能率化」につきましては、管下各部署の事務の査察指導の徹底を期するとともに、各種協議会、研究会又は研修会を開催し、他方、広報活動等を通じ事務運営につき縦、横の連絡を強化し、その適正なる処理を図るとともに、教育委員会法の定むるところにより、各市町村教育委員会に対し、技術的・専門的な助言と指導とを興えて、教育委員会法の根本精神であるところの、教育行政の民主化、及び教育行政の地方分権化並びに教育行政の自主性確保につき、理想の実現を期するよう一層の努力を致したいと存じます。

次は「学校教育の充実」についてであります。昭和二十九年度は義務教育において小学校の児童が一万九千三百九十人、中学校の生徒が二万二千五百四十四人の増加を見込まれており、その他高等学校、盲ろう学校等においても生徒が何れも相当増加することが予想されますので、これ等の自然増に應ずる教員定数の増加を行うとともに、少数ながら小・中学校につき教員配置基準の引上げに充当する教員の増員も行い、教員水準の向上を図つたのであります。

なお、高等学校入学志願者の実情に照し、必要地方の高等学校に新たに十五学級の学級増をした次第であります。

学校の需要費又は設備費等については予期した予算を確保し得なかつたため、依然として窮乏を忍ばなければならぬ実情に置かれていることは甚だ遺憾とするところではあります。従来よりあつた産業教育振興法及び今回新たに制定された理科教育振興法並びに学校図書館法等の活用により教育内容の充実を努力致したいと存じます。

なお、現下の世情に鑑み勤労青年に対する教育は忽せに出来ない緊要事と認め、その対策として高等学校定時制教育及び通信教育の拡充を企図致しましたが、今回は予算の計上をみる事ができませんでしたので、今後ともこれの実現のため更に努力を継続致す所存であります。

又最近頻発を見た道立学校の火災事故は未曾有の不祥事でありましたので、再び斯かることの生じないよう職員一同相戒め、その防止に工夫と努力を傾注しております。

然し学校は他の公共施設と異り防火に關しては著しい困難がありますので、物的な施設の整備は防火上欠くことの出来ない要件であります。今回は財政の都合に上り、これに必要とする予算の計上が出来ませんでした。一層教職員の防火に關する心構を新にし火災の絶滅を期すると共に、一方将来共道財政と睨み合せ施設設備の充実に努めたいと考えます。

次に「僻地教育の振興」についてであります。本道の学校は僻地に所在するものが極めて多く学校数の過半を占めて居りますので、この教育の振否は実に本道学校教育の成否に懸るものであると云つても過言ではありません。

従つてこの教育の指導の徹底に最大の努力を払うとともに、かねてより懸案である僻地教育振興法の制定に邁進し、更に又僻地教育振興団体を育成して、これと相協力し教育効果の伸長を期したいと存じます。

なお、僻地学校の教員組織の改善は指導力の教化上特に必要な事柄でありますので、教員の配置に際しては極力有資格者を僻地に振り向けるよう配慮すると共に、道立の教員養成所を維持経営し地方の教員給需を円滑ならしめることに致したいと考えております。

次は「社会教育の促進」についてであります。北海道民の文化水準を高め民生的で平和な郷土を建設するために、社会教育の促進に大いに力を注ぐべきものと考へます。

このため成人教育、青少年教育、婦人教育等につき適切な指導、助成を行うとともに各種社会教育団体との連携を緊密にしその効果の発揮に努め、又道立図書館の地方分館を道南に増設し一面公民館設置費の助成、並びに昨年公布された青年学級振興法による青年学級の普及等により僻地に對する文化の均霑を図らんとするものであります。

なお、本道の貴重な文化財であるアイヌに關する無形の資料は今や絶滅の危機にありまますのでこれの保存について適切な措置を構じたいと考へております。

次に「保健体育の振興並びに厚生施設の拡充」についてであります。学童・生徒の健康の保持増進のために、健康教育・身体検査、特に結核予防のための検診・虚弱児童の指導・学校環境の整備等に関し、市町村教育委員会の指導に當ると共に歯科医師の居ない町村の児童生徒に對し、引き続き歯科医師の巡回診療を実施する予定であります。

又教員の結核性疾患は、児童生徒の健康養護上看過し得ない重要な問題でありますから、その早期発見と、適切なる療養に努めたいと存じます。

学校給食は、教育的意義と食生活改善の立場からその普及徹底に努めて参つたのであります。更にこれを冷害対策の一環として取り上げ、今後一層その拡充強化を図りたいと考えております。

一般道民の健康増進については、各種体育団体及び職場団体と協力し、アマチュアスポーツの普及に努め、特に今夏本道において開催される国民体育大会について

ましては、  
いては、特  
て逐次問  
、先ず歳  
まする建物  
取置せられ  
るものであ  
り資いたし  
しれが回取  
第二に小  
多額の未納  
れたのであ  
り先の嚴選  
れた次第で  
更正減額  
ことは実態  
調査の万全  
用料及び手  
いは収納  
的に収納機  
業者及び  
しかもその  
連絡を密に  
並が未収に  
り現物の寄  
りてに予算  
一執行はい  
以平衡交付  
、これら  
まされたの



であります。第七に、公宅に係る建物賃付料に關しましては、その管理に要する経費と賃付料につき、合理性を持たすべきであることを要望されたのであります。

次に歳出につきましては、第一に需用費の支出状況を見まするに翌年度の四月及び五月にはいつて年間予算の四十%以上も支出されているものがありますが、年度内に支出すべき経費が、出納整理期に至つて予算額の半分近くも支出せられるような整理措置は適正且つ合理的な予算の執行とは認め難いとされたのであります。第二に起債の不承認、国庫補助金の減額等により不執行とした事業について多額の不用額を生じているものにつきましては、その見透し確實となりませんでしたならば、速かに減額更正の措置を講ずべきであるとせられたのであります。なお又年度途中において、予算を追加しながら多額の不用額を生じているものにつきましては歳入の第六に申し上げましたと同様、趣旨において確實なる見透しと積算基礎の把握に充分なる検討がなされるべきことを要望されたのであります。第三に道有財産の管理状況を見まするに、現物と財産台帳とが符合しないもの、土地の実測が不明確のもの、建物登記未完了のものが多数見受けられたのであります。これらについては、速にその整理を行い、これが管理について万全の措置を講ずべきであるとされたのであります。なお又財産の管理に關連いたしまして最近高等学校の火災が頻発している現状に鑑み、これが防火施設の重点的充実と警護の措置について万全を要望されたのであります。第四に教育委員会の職員中、現職教員の身分のまま事務局事務に従事せしめているもの、或いは市町村教育委員会においても道教委の承認を経ることなく、擅に教職員をその事務に勤務せしめている事実がありますが、教職員の定員不足に當りて、適當なる措置とは認め難いのであります。教育委員会法第四十七條以外の事務に従事する教職員については、速かに教壇に復帰せしむべきであるとされたのであります。

第五に、乗用自動車及び寫真機の購入に當りましては、必要最少限度に止め、更らにこれが配置及び管理については経済的且つ効率的な運営を図る要があり、特に乗用自動車については集中管理の措置をとるべきであるとされたのであります。

第六に予算議決の目的に反したる執行なりと指摘されたる事例として道路指定修繕費の施設費より職員住宅として建物三棟宅地百十三坪、公宅用電話機一基を購入しているもの、土地区画整理事業費の施設費において建物三棟、宅地百二十八坪を購入し、職員住宅に供しているもの、災害土木復旧費の施設費において職員住宅として建物一棟を他の費目より流用し購入しているもの、土木機械整備費において土木機械と認め難い、乗用自動車十二台、連絡車五台、顯微鏡一台を購入している外

車庫及び住宅建築等に使用しているもの、又教職員共済組合定山溪保養所の建設に對し、共済組合給與金より議決の趣旨に反し補助金の支出をなしている等のものがあります。これらはいずれも予算議決の目的に反したる予算の執行でありまして失当甚しく、爾今斯の如き執行は嚴に注意すべきであるとされたのであります。

第七に交際費の使用状況を見まするに、経理に當つて不合理と思われる点がありますので、その方法については、なお研究を要望されたのであります。第八に各種事業の奨励助長のため支出したる交付金、補助金等については行政上の効果が達成せられたるや否やにつき確認の用途が十分に講ぜられていない事例として、牧野の集約的利用を図り、これが指導施設として創設した模範牧野の団体経営の改善を図るため和歌山外十二ヶ所に對し産業経済費牧野対策費より四百万円の費用を交付しこれが竣功検定は概ね三月中旬において執行しているが、時恰も積雪結氷期にして而もその事業は障害物の除去、排水溝の設置及び牧道の設置等地上の作工なるため厳正なる検定は不可能と認められ、ただ単に形式的なる検査に隨したるやの疑を抱かしむるもの、又羅臼漁業協同組合外十五組合に對し、自家用小水力発電補助金として五千九百九十六万円を交付しているが、その殆んどが竣功検査に際し相當の補修をなすべき旨を指示し誓約書を徴してあるに拘らず、これが履行確認の措置を講ぜず且つ本件補助決定の基本条件の一たる通商産業局の電力使用に關する認可の経過を把握しておらないもの、又開拓事業費より緊急開拓事業電気施設補助金として札幌市開拓農業協同組合外十二組合に對し千三百六十八万円を全額前金払をもつて交付しているが、工事竣功後直ちに検定すべきに拘らずこれが確認の措置を講ぜざるもの等の事例がありますが、これらについては爾今かかることのないよう、その執行について充分確認の方途を講ずべきであり、且つ補助金の交付を受けて執行する事業については、予算令達の時期を充分検討すべきであると要望されたのであります。

次に特別会計につきましては、先ず第一に特別会計中恩給金及び学校職員恩給金会計において一般会計より多額の繰入金を予算に計上し、一方において、予算を遙かに超過する繰越金があるにもかかわらず、これについて予算の追加更正を行うことなく決算しているのであります。この如き措置は妥當の措置とは認め難いとされた次第であります。第二に医科大学特別会計において地方自治法施行規則に定められたる歳入歳出予算様式の予算科目及び説明科目の概目に反した科目に一部収入しているもの等、経理手続きに過誤があるので、速に是正すべき措置を要望されたのであります。

第三に道有林野事業費特別会計において、予算の執行が放漫のかたむきがあり、でき得る限り冗費の節約に努むべきことを要望されたのであります。

以上の指摘事項中、結論として別紙お手許に配付の報告書の通り、歳入について五項目、歳出について六項目、特別会計について一項目の外、監査委員の審査意見に指摘せられました諸点について、知事、教育委員会並びに出納長は、すみやかに適當なる措置を講ずべき旨の意見を附し、報告第五号昭和二十七年北海道歳入歳出決算等に関する件は、これを認定すべきものと決定いたしました次第であります。

以上本委員会の大要を申し上げ、私の報告を終わります。

(昭和29、2、27原案可決)

意見案第一號

総合開発調査特別委員長

坂東秀太郎君提出

### 北海道開発事業の國費補助率の引上げに 關する意見書 (陳情書)

北海道開発の國費補助事業に対する補助率については特別の措置を講ぜられたい。

(理由)

北海道開発事業の進展につれて、道、市町村の負担は府県に比して増大は免れないところである。その理由はこれを農業開拓についてみてみると一戸当り農耕地面積は府県の四倍となつており、且つ開拓途上にあつて農業経営には各種の施設と投資を必要とし、而も補助事業実施の末端である個々の農家においては同一人が幾種もの補助事業の対象となつており、実際に農家一戸当りの資金持出しは莫大な額に達するため現行の補助率を以てしても尙府県農家に比して数倍の負担となつてい

る。

然るに二十九年度の政府方針では現行の補助率を府県並に引下げようとする傾向にあり、特に耕地整理事業については大巾に引下げられて

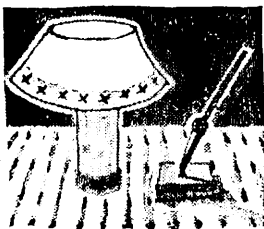
今国会に提案されている現況である。かかることでは本道農業を益々窮地に追込み食糧増産の目的を達することも不可能に陥ることをおそれるものである。

右の外各開発事業費の補助率についても同様の事情にあり、極端なる地元負担の増嵩は開発の進展の一翼である補助事業の萎縮を来し本道の総合開発の進展に重大な支障を招くこととなるので本道に対する補助事業の國費補助率については特別の措置を要望するものである。

北海道議會議長 蒔田余吉

内閣總理大臣  
大藏大臣  
農林大臣  
水産庁長官  
建設大臣  
北海道開発庁長官  
衆参兩院議長  
水産庁長官

宛 (行政庁以外は陳情書とする)



# 常任委員会

## 議會運営委員會

○二月二十七日 午前十時四十五分、議長室において開議。

- ① 本日の議事は、(1)知事の施政方針演説及び提出議案の説明聴取、(2)教育長の教育行政方針の説明を聴取することに決定。
- ② 明二十八日より三月六日まで休会、三月八日再開に決定。
- ③ 決算特別委員長報告を本日举行することに決定。
- ④ 綱紀肅正に関する調査特別委員長報告は八日再開劈頭に行うことに決定。
- ⑤ 本日決算特別委員長報告後、三室議員(自)の十八日の一斉休校問題について緊急質問を行うことを了承。
- ⑥ 代表質疑の順位は、(1)社会(右)、(2)公正、(3)労農、(4)自由、(5)改進、(6)社会(左)、(7)協同の順とすること。なお一般質疑の時間制限については前同どおりとすることに決定。
- ⑦ 道議事事務局職員の定数改正について事務局長において検討することを了承。
- ⑧ 議長より、昭和二十九年年度開発予算折衝経過について報告。
- ⑨ 総合開発調査特別委員長提出の意見案第一号は本日議決することに決定。
- ⑩ 本会議は午後一時開議に決し、午前十一時三十分散会。

## 總務委員會

○二月二十五日 午後一時四十五分、第三委員室において開議。

- ① 冒頭、生田原村長より、生田原村の町制施行について、北大水産

学部教授より、北大水産学部大学院(函館市)の整備拡充について陳情を聴取。

- ② 立原委員長(自)より、二十九年年度予算提案について本日説明できない理由の説明を求め、財政課長より応答の後、請願の審査に入り、請願第九十三号、第二百二号、第二百四十四号乃至第二百六十五号は継続審査に決し、午後二時三十分散会。

○二月二十六日 午前十時五十分、第三委員室において開議。

- ① 立原委員長(自)より、第一回定例会提出案件を議題とし説明を求め、総務部長より昭和二十九年年度予算について説明、西田(信)委員(自)より、現行制度による予算編成の意味及び補助金について質疑があり、総務部長より答弁。
- ② ついで総務部所管について財政課長より説明、西田(信)委員(自)より(1)知事交際費、現員現給の意味及び建築費関係の内容について、(2)結核療養所の建設予定地及び道債の現況について、川人委員(社右)より、議会費旅費の前年比及び監査委員会における交際費の必要性について、宮北委員(協)より、(1)総合開発調査費類似のものが企画室、総合開発委員会、財政課に分れている理由及び広報費の前年比について、(2)自動車の管理方針及び町村合併費の内容について、(3)渡島支庁々舎の建築について、金沢委員(自)より、渡岸支庁々舎敷地及び東京事務所費の内容について、二瓶委員(協)より、減員の計画及び退職金の計上のない理由について、窪田委員(公)より、国体費の財源である寄附金の内容について、西田(信)委員(自)より、公宅料の現況及び職員住宅資金貸付の内容について質疑があり、総務部長、財政課長より答弁、一旦休憩、午後一時四十五分再開、山内委員(労)より、(1)労働基準職権行使費、特別調査資金経理事務費、涉外、外客交際費、陳情請願情報等処理費、専門委員費等の内容について、(2)学校職員の増員の内容について、委員長より、スポーツセンターの現況について質疑があり、財政課長より答弁。

③ 次に教育委員会、民生部所管について財政課長より説明、吉田

(定)委員(改)より、定時制高校職員の減員及び道立図書館分館の設置カ所について、太田委員(社左)より、道立図書館分館設置の年次計画及び札幌東高校の改築計画について、金沢委員(自)より高校授業料の値上げについて質疑があり、財政課長より答弁。

④ 次に衛生部所管について財政課長より説明、二瓶委員(協)より、保健所の財産売却について、吉田(定)委員(改)より、医療団還付金の性格について質疑があり、財政課長より応答。

⑤ 次に農務部所管について財政課長より説明、二瓶委員(協)より、農務部における事業費について、宮北委員(協)より、農業試験場整備費の問題について、川人委員(社右)より、農協関係の道費助成の問題について質疑があり、総務部長、財政課長より答弁、暫時休憩午後三時五十分再開。

⑥ 次に土木部、農地開拓部、商工部、建築部各所管について財政課長より説明、二瓶委員(協)より(1)渡船場経営の問題及び特殊原野基本調査費の対象について、(2)信用保証協会及び各部所管の貸付金について質疑があり、総務部長、財政課長より答弁、午後四時五十分散会。

○二月二十七日 午前十時五十分、第三委員室において開議。

① 立原委員長(自)より、本日の会議は前日の踏襲である旨を述べ、理事者の説明を求め、林務部、労働部所管について財政課長より説明、山内委員(労)より、(1)労政事務所の庁舎建築箇所、(2)ILO運動促進費の内容、(3)労働者保養所の財産収入の内容について、二瓶委員(協)より、耕地防風林設置補助率について、西田(信)委員(自)より、(1)地方労働会館建設補助金の交付先、(2)林産工業中間試験費の製品売却代の内容、(3)林道補助率の内容、(4)道立病院に対する補助率及びその内容、(5)水産物検査費赤字の原因について、川人委員(社右)より、水産孵化場の園と道の事業区分について、委員長より、

札幌医大の歯学部設置費の計上について質疑があり、財政課長より答弁、一旦休憩、午後零時五分再開。

② 次に道税歳入について「税の対比表」によつて税務課長より説明西田(信)委員(自)より、二十五年以降の過年度収入が二十八年より二十九年度が多い理由及び二十八年度の見透しについて、山内委員(労)より、二十八年度の追加更正予算の提案について質疑があり、総務部長、税務課長より答弁、午後一時四十五分散会。

## 文教委員会

○二月二十二日 午後一時三十八分、第三委員室において開議。

① 林委員長(改)より、一月二十日協議会形式によつて、義務教育費半額国庫負担法による増額予算措置並びに僻地教育振興法制定問題等に関し、協議の結果、坂東(浩)委員(自)及び委員長の名が上京折衝を行つたことについて承認を求め、これを承認、ついで中央折衝の経過を報告。

② 天塩町長より、天塩高等学校の道立移管について陳情を聴取。

③ 次に二十九年度教育予算について説明を求め、教育長より説明、秋山委員(協)より、予算説明の資料提出要求があり、委員長より、人件費と事業費の関係及び道費総予算額に対する比率並びに今後の知事折衝の問題について、井口委員(社左)より、二十八年度予算の追加について質疑があり、教育長、財務課長補佐より答弁。

④ 次に一日休校の問題に関し、委員長より教委、知事とのどの交渉段階において行われたのかと質疑、また本多委員(改)より、これに対する道教委の見解及び今後の態度について、秋山委員(協)より、市町村教委の権限と道教委のあり方について質疑、教育長、行政課長、財務課長補佐より答弁、ついで中野委員(社左)より、委員会における本問題の取上げ方に関し意見がありこれに対して委員長及び本多委員よりも意見があつて、暫時休憩、午後三時五分再開。

- ⑤ 委員長より、一日休校の問題について質疑続行の旨を述べ、本多委員(改)より、(1)市町村教委に届出をせず校長限りで休校を行った場合に対する道教委の見解について、(2)市町村教委において施行細則未設定の場合の見解について、(3)届出、承認等の事前の手續を怠っている場合に対する見解について、(4)道教委と市町村教委との関係について、委員長より、(1)休校の指令が出されたかどうかの調査について、(2)事件以後道教委の委員会開催について質疑があり、教育長、行政課長、学校教育課長より答弁があり、又秋山委員(協)より、道教委において調査を終るまで質疑保留としたい意見もあり、本問題については道教委の調査の報告を待つて質疑を行うこととし、
- ⑥ 次に請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第四百十八号、第六十七号、第七十五号、第二百三十三号、第二百八十八号、第二百二十号、第二百三十四号、第二百六十九号、陳情第三百三十九号、第四百十五号、第二百八十八号、第三百五十二号、第三百六十二号、第三百六十三号、第四百六十号は採択に決し、午後三時五十七分散会。

### 民生委員会

- 二月五日 午後一時五十分、第三委員室において開議。
- ① 本多委員長(改)より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第四百八十八号、陳情第十二号は採択に決し、
- ② 次に委員長より二十九年度民生関係国費予算の折衝経過について報告、ついで北海道福祉社会建設五カ年計画について民生部長より説明、一般民生行政に関し、秋山副委員長(協)より、街頭に立つて援助を求める傷痍軍人に対する対策及び消防施設の助成問題、国会に対する予算折衝の問題等について質疑があり、民生部長より答弁、ついで上京折衝について諮り、人選、日程等は委員長一任として上京折衝を行うことに決し、
- ③ 児玉(自)、中山(改)委員より、上京折衝方法について意見があり、

- ④ 二十九年度民生関係道費予算に関し財政課長査定の結果について民生部長より説明があつて、午後四時三分散会。

### ○二月二十三日 午後二時三分、第三委員室において開議。

- ① 本多委員長(改)より、中央折衝の経過について報告を求め、井口委員(社左)より報告、
- ② 次に高橋委員(社右)より一月二十八日の瀬棚町の漁業災害の遺家族対策について要望があり、民生部長より、民生部の対策について説明を聴取、中山(改)、井口(社左)、高橋(社右)委員及び委員長より、対策について質疑及び意見があり、民生部長、社会課長、婦人児童課長より答弁があつて、本会議の休会中に瀬棚町の実地調査を実施することに決し、
- ③ ついで二十九年度民生部予算について民生部長より説明を聴取、林委員(改)より、引揚疎開住宅の予算について、高橋委員(社右)より、消防ポンプ貯水池の助成について質疑があり、民生部長より答弁、委員長より、(1)生活保護法に基く医療給付費の一月以降分の支払について、(2)国保医療給付費に対する道費の上置措置について、(3)国保金庫制度の問題に対する考え方について質疑があり、民生部長、保護課長より答弁。
- ④ ついで明日札幌市及び近郊の民生施設の視察を行うことについて諮り、異議なくそのことに決し、明日午前十時集合することとし、午後三時四十分散会。

### 農務委員会

- 二月四日 午前十一時六分、副議長室において開議。
- ① 冒頭、胆振生産連会長より、胆振東部地区に対する高度集約酪農地区指定方について陳情を聴取。
- ② 宮本委員長(協)より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第

二百四十九号、第二百六十七号、第二百九十一号、陳情第三百六十七号、第四百六十八号、第五百二二号、第五百三三号、第五百七号は継続審査に決し、

③ 二十九年年度費予算に關する農務部の編成方針について農務部長より説明を聴取、若林委員(社右)より、需用費削減に關する方針について、朝日委員(改)より、国費予算の上置について、三沢委員(社左)より、前回の委員会において知事に対し要望したが、部課長の折衝段階における知事の農務部關係予算に対する態度及び今後の農務部關係予算の見透し、予算編成の隘路となつてゐる点について質疑があり、農務部長、農政課長より答弁。

④ 次に農業試験場國有財産の道移管について農業試験場副場長より説明を聴取、天谷委員(協)より、移管問題の解決に委員会協力の必要の有無及び見透しについて質疑があり、平野副委員長(自)若林委員(社右)より、移管問題に關し財政課と打合せの上解決の早期実現をはかることについて意見及び質疑があり、農業試験場副場長、財政課財産係長より答弁。

⑤ ついで天谷委員(協)より、營農資金の第二次配分の額及び利子關係について、平野副委員長(自)より、第一次配分の消化状況について質疑があり、農業協同組合課次長より答弁、若林委員(社右)より、農業技術普及員の意見聴取のため次回委員会に出席を求めたい旨の意見があり、平野副委員長(自)、天谷委員(協)より、賛成、朝倉委員(自)より、現地に出かけて意見聴取を行うべき旨の意見、又三沢委員(社左)より、普及員の事務的仕事の処理と実地指導の調整の問題及び支庁の普及員定員の問題について質疑があり、農業改良課次長より答弁、この問題については結局委員長一任とすることとし、午後零時二十七分休憩。

⑥ 休憩中北海道甜菜耕作振興同志会より、甜菜生産振興予算増額について、名寄町長より、名寄地区を高産集約酪農地区指定方について、アスパラガス耕作組合連合会長より、増反奨励金継続方について

今金町長より、今金地区を高産集約酪農地区指定方について、朝日議員(改)より、牧野改良について、伊藤議員(自)より、千歳町を高産集約酪農地区指定方について、月形村長より、石狩川右岸地区を高産集約酪農地区指定方について、八雲町農場主より、澱粉價格引上げ方について陳情を聴取、午後一時三十六分再開直ちに散会。

〇二月二十六日 午前十一時十分、第二委員室において開議。

① 冒頭、農業委員会より、農業改良普及員の充足並びに活動のための機動力について要望があり、

② 次に宮本委員長(協)より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第二百四十九号、第二百六十七号、第二百九十一号、陳情第四百六十八号、第五百二二号、第五百三三号、第五百七号は採択、陳情第三百六十七号は継続審査に決した。

③ 昭和二十九年年度農務部關係道費予算について説明を求め、農務部長、農務部各課長及び農業試験場副場長より説明を聴取、次に農業試験場庶務課長より、國有財産の道移管の問題について経過を報告一旦休憩、午後一時四十八分再開。

④ 委員長より農業改良普及員の意見を聴き今後の農政について参考にした旨を述べ、当麻村、帯広市、津別町、八雲町、倶知安町、中標津町、北村各駐在の農業改良普及員よりそれぞれ状況説明を聴取、朝倉委員(自)より、指導旅費及び指導方針の実践について、三沢委員(社左)より、(1)指導の内容及び指導に關する町村の援助について、(2)普及員の表彰の問題及び待遇の問題について、若林委員(社右)より、待遇の問題及び普及員としての希望について、土山委員(公)より、待遇の問題について質疑があり、各農業改良普及員、農業改良課長、同総務係長より答弁、委員長より出席の改良普及員に謝辞を述べ、午後三時三十七分散会。

## 林務委員会

○二月四日 午後一時四十分、副議長室において開議。

① 西川委員長(改)より、長野県に委託してあるからまつ、の苗圃及び愛知県、大阪府等の林産物消流状況調査のため先日の第一班に引き続き第二班の派遣について諮り、宮本(協)、三沢(社左)、岡林(社左)、村上(自)の四委員派遣に決定、期間は十二日間、出発日程は派遣委員において協議することとし、

② 次に委員長より前回の委員会において協議の林業指導所へードボード工場の視察及び附近造林事情調査については融雪を待つて行うことについて諮り、そのことに決し、次回委員会は第一回定例会前日頃開く旨を述べ、午後一時四十五分散会。

## 水産委員会

○二月九日 午前十一時三十分、第三委員室において開議。

① 冒頭、北海道漁業公社総務部長より、北洋漁業母船式経営参加決定に対する謝辞があり、次に稚内漁業協同組合代表より、機船底曳船による鯨漁獲問題について陳情を聴取。

② 坂本委員長(自)より、一月二十八日、二十九日の岩内、瀬棚方面の漁業災害に關し緊急に委員会を招集した旨を述べ、松平議員(自)及び岩内町長より、岩内町の漁業災害における遭難漁船の復旧について、畑野議員(自)及び瀬棚町長より、瀬棚町の漁業災害における遭難遺家族の問題並びに遭難漁船の復旧について陳情を聴取、舩田委員(協)より、瀬棚町の場合の遭難乗組員と船主との関係について、質疑、同町長より応答、松平委員(自)より、漁船復旧対策について、又井野委員(社左)より、漁船復旧対策と遺家族対策とは別箇に考慮

されるべき旨の意見があり、

③ 委員長より岩内町、瀬棚町の漁業災害については緊急事件として取扱う旨を述べ、本件を議題に供し、井野委員(社左)より、被害実態の調査結果とこれに対する対策について説明を求め、漁政課長より説明、旭(自)、井野(社左)、松平(自)各委員よりこの対策についての水産部の考え方と態度について質疑及び意見があり、水産部長漁政課長より答弁、旭委員(自)より、岩内の災害における漁船保険の問題について質疑があり、水産課長より答弁、次に委員会での現地調査について諮り、これを実施することに決し、派遣委員及び日程は、瀬棚班、坂本委員長(自)、大竹委員(協)の二名、十日より十二日まで三日間、岩内班、松平委員(自)、井野委員(社左)、安達委員(自)の三名、十日、十一日の二日間とし、本件に關する中央折衝等の問題については現地調査及び理事者側の調査資料等を待つて十三日に委員会を開いて協議することとした。

④ 次に旭委員(自)より、水産部要求予算に關して知事に要請の必要がある旨を述べた後、底曳船による鯨漁獲問題に關する禁止措置について、また、松平委員(自)より、漁獲禁止に違反の場合の処罰の問題について、沖野委員(公)より混獲された鯨の量及び混獲の定義について質疑があり、漁業調整課長より答弁があつて、一旦休憩、午後二時十五分再開。

⑤ 北大水産学部長より、大学院の水産学部設置に關する道費補助について陳情を聴取。

⑥ 次に旭委員(自)より要求の二十九年度水産部予算に關し説明を聴取、松平(自)、旭(自)、沖野(公)各委員より、予算に關し知事に対する要請について意見があり、委員長より、村山副委員長(改)旭委員(自)及び在札委員をもつて水産部と協議の上、知事折衝を行われたい旨を述べ、午後二時五十五分散会。

○二月十三日 午前十一時十五分、第三委員室において開議。

① 坂本委員長(自)より、瀬棚町の遭難事故の現地調査について、松平委員(目)より、岩内町の現地調査について報告、ついで水産部技師より、岩内町の遭難事故の調査の状況について説明を聴取。

② 委員長より、代船建造の問題及び民生部との連絡の問題について松平委員(目)より、代船建造の問題について、舛田委員(協)より、農村漁業資金の特別融資について質疑及び意見があり、水産部長、漁政課長より応答、農林漁業資金の特別融資枠指定確保のため上京委員を派遣することとし、坂本委員長(自)、松平委員(目)の二名を派遣することに決定。

③ 次に沖野(公)、西村(社左)委員及び委員長より、災害に対する援護対策について意見があり、ついで村山副委員長(改)より、九日の委員会において決定した知事に対する重点予算の申し入れの経過について報告があり、午後零時十分散会。

### 農地開拓委員会

○二月十三日 午後一時二十分、第三委員室において開議。

① 冒頭、大津村米駐留軍接收反対に対する米軍總司令官の回答文書を朗読。

② 安達委員長(自)より、二十九年年度農地開拓部道費予算について説明を求め、農地開拓部長より説明、次に知事に申し入れを行う二十九年年度重要施策の農地開拓部案を朗読、井野委員(社左)、田呂副委員長(改)より、申し入れ事項は重点的に出すべき旨の意見があり、知事の内示をみた上で、田呂副委員長(改)、岡田委員(社右)及び委員長(自)の三名で重点的のものについて折衝を行うことに決した。

③ 次に田呂副委員長(改)より、農林省の補助率引下げ問題について説明を求め、土地改良課長より説明を聴取、水産委員会でも上京する坂本(自)、松平(自)両委員に水産問題を兼ねて、補助率引上げ問題について折衝してもらうことに決定。

④ 米軍演習地の問題に關し、舛田委員(協)より、島松の米軍演習場において演習区外域に射撃弾がとんでくるという問題について質疑、農地調整課長より応答、舛田委員(協)より、その危険地区においては演習地に接收してもらい補償措置を望んでいる旨を述べ、井野委員(社左)よりも意見があり、委員長より調査の上善処方を要望。

⑤ 次に西村委員(社左)より、(1)大津村の問題について説明を求め、農地開拓部長より説明、西村委員(社左)より、(1)大津村に対し行政措置をする場合の意見の打ち出し方及び知事との協議について、(2)大津村で道の調査を拒否している問題について、(3)意見を打出す諮問機関を設けるかどうかについて質疑があり、農地開拓部長より答弁、午後二時十分散会。

### 商工委員会

○二月二日 午後零時五分、第三委員室において開議。

① 冒頭、西田(正)議員(改)及び赤平町豊里炭鉱代表者より、赤平町所在豊里炭鉱の再建整備に要するつなぎ資金の斡旋方について、立原議員(自)及び札幌繊維業者代表より、政府原案として国会に提出された繊維商品に対する消費税の是正方協力について陳情を聴取、繊維商品課税の問題について和乎(勞)、菊地(改)、舟木(社左)各委員より、質疑及び意見があり業者代表より説明があつた後、  
② 福島副委員長(自)より、理事者の都合により日本はこの程度とし二月四日に委員会を開くことについて諮り、異議なくそのことに決定、午後零時十五分散会。

○二月四日 午前十一時、第三委員室において開議。

① 冒頭大島議員(改)より、函館市中小企業協同組合において計画しているアーケード施設(商店街の舗道の屋根施設)に対する助成措



置について陳情を聴取。

② 福島副委員長(自)より、中央折衝に関する中間報告を求め、宮津委員(自)より、折衝経過について報告、これに関連して奥忠別電源開発問題について、理事者側の説明を求め、土地改良課長より説明、和平委員(労)より、本問題については早急に結論を出すべきであり又道としても速かに態度決定すべき旨の意見があり、

③ 次に纖維製品に対する消費税課税の問題について、和平(労)、森川(社左)委員より、中央に対する要請について意見があり、他の中央折衝用務をも兼ねて委員二名派遣に決定、入選、日程については後刻協議することとし、更に政府、国会等に対する消費税課税反対の打電について諮り、そのことに決定、一旦休憩、午後一時二十分再開。

④ 副委員長より、休憩中北海道ソーダー会社代表より電力料金値上反対の陳情があつた旨を報告、又ハイヤー料金引下げ問題について陸運局自動車部長に出席方を依頼したが都合により出席できないので提出資料によつて協議を行う旨を述べ、森川委員(社左)より、陸運局には後日出席を願うこと及び先般料金引下げを声明した帝産ハイヤーの代表者の出席を依頼し徹底的に取り上げ妥当な線を出すべき旨、又佐久間委員(自)よりこれを検討するために資料が必ず必要である旨の意見があり、和平委員(労)より、帝産ハイヤー申請の料金に関する原価計算について質疑があり、商工振興課員より答弁、帝産ハイヤー代表者の出席を依頼することとし、午後一時五十分、一旦休憩、(休憩中、帝産ハイヤーよりハイヤー料金について説明を聴取、原価計算等について委員より質疑が行われた。)午後二時十五分再開。

⑤ 次に森川委員(社左)より、本日のハイヤー料金引下げ問題に関する検討はこの程度とし、この問題に関する資料を集めることについて理事者に依頼したい旨の意見があり、このことについて諮り、異議

なくそのことに決定、次に電力料金値上問題を議題に供し、一旦休憩の上北電営業部長より説明を聴取、各委員より質疑が行われて、午後二時五十分再開。

⑥ 副委員長より電力料金問題については、上京する森川委員(社左)より在京中の委員長に連絡されたい旨を述べ、森川(社左)、菊地(改)、和平(労)各委員より、電力料金の値上げは諸産業に及ぼす影響が重大であるから中央に対し強く反対の線を打出すべき旨の意見があり、副委員長より各委員の態度が同一であるからこの線に沿つて進みたい、尙本日の委員会の経緯を在京中の委員長に連絡する旨を述べ、午後三時十五分散会。

〇二月十七日 午前十一時五十五分、第二委員室において開議。

① 冒頭、苫小牧商工会議所会頭より、苫小牧市産業会館設置に対する道費助成について、北日本航空株式会社社長より、道内定期航空運送事業開設に対する道の出資方について、東邦電化株式会社社長より、低品位マンガン鉱石処理日高工場の生産増大に伴う運転資金の融資について、函館市議会公営事業委員長より、北洋博覧会開催に対する道費助成並びに函館競輪年六回開催方について糸川(協)、福島(白)兩議員より、ニセコ道立公園地帯の冬期運行用雪上車購入に対する道費助成について陳情を聴取。

② 宮坂委員長(改)より、(1)外国産鉛筆用材の輸入制限問題、(2)纖維品消費に関する課税反対、(3)電気料金値上げ反対、(4)ハイヤー料金値下げ問題、(5)奥忠別発電所建設に伴う電源開発問題、(6)十勝川水系電源開発算等の問題に関し中央折衝の経過を報告。

③ ハイヤー料金値下げ問題に関し、福島副委員長(自)より、陸運局に対する折衝及びその取扱い方の検討について意見があり、舟木委員(社左)より、資料整備を待つて折衝を行うべき旨、坂東(秀)委員(公)より、使用の車によつて料金に差をつけるべき旨、菊地(改)、森川(社左)委員より業者よりの説明聴取と委員会長の権能についてそ

れぞれ意見があり、商工振興課調査係長より説明があつて、本問題については次回委員会において協議することとし、

- ④ 次に福島副委員長(自)より、二十九年度商工部予算に關し知事に要請を行うことについて意見があり、(1)苫小牧市産業会館設置費、(2)北洋博覧会開催費補助、(3)ニセコ道立公園地帯冬季運行用雪上車購入費を予算に折込むよう知事に要請することについて諮り、そのことに決定。

- ⑤ 繊維品消費税の問題に關し状勢の変化により必要を生じた場合の中央折衝について諮り、和平委員(勞)より意見があり、必要を生じた場合委員二名を派遣することに決し、

- ⑥ 信用保証協会の運営問題については副知事出席の都合もあり次回委員会において審査を行うこととし、

- ⑦ 次に請願、陳情の審査を行う旨を述べ、陳情第四百七十五号は採扱、請願第四百十九号、第四百六十号、第四百九十六号、第二百七十五号陳情第二十五号、第三百三十三号、第三百四十九号、第四百七十八号第四百九十五号は継続審査に決し、午後零時五十八分散会。

### 建築委員会

〇二月三日 午後一時五十分、第三委員室において開議。

- ① 冒頭、北海道建材ブロック協会々長並びにブロック業者代表より、道立ブロック建築指導所の運営方針改善方について及びブロック協会の運営に対する助成金交付等について、北海道不動産協会代表より、協会設立に対する補助金交付について陳情を聴取。

- ② 坂東(秀)委員長(公)より、二十九年度建築部関係国費予算折衝に關する経過報告を求め、佐久間委員(自)より報告、關連して建築部の委員会に対する連絡、委員長の総合開発特別委員長の一入二役の問題について意見があり又和平委員(勞)より陳情に關連して道立

ブロック指導所の運営の問題に關して昨年九月道に對する要請が行われているが建築部のこれに對する取扱ひの経緯について質疑、これに關連して糸川委員(協)よりも、建築部の行政事務の面及び住宅行政の推進、委員長の一入二役の問題について質疑及び意見があり、建築部長より答弁、福島委員(自)より国費予算の獲得に關し内示前に建築部より委員会に協力を求めるべき旨の意見があり、又委員長より一入二役の問題について見解を表明了解を求めて、

- ③ 次に住宅関係国費予算の査定結果について建築部長より説明、和平委員(勞)より、海外引揚者の住宅に關しても折衝を行つたかどうかについて質疑があり、建築部長より答弁。

- ④ ついで一般建築行政に關し、菊地委員(改)より、陳情に關連して寒地住宅促進協会の存続の問題及びブロック指導所運営と業者との調整等について質疑及び意見、宮津委員(自)より、指導所生産のブロックについては市販をさけて道の建築物のみ使用してはどうかとの意見があり、森川委員(社左)よりブロック指導所のブロック生産量価格の問題、業者のコスト、販路開拓及び住宅促進協会助成の問題に對する慎重検討について要望、又和平委員(勞)より、指導所のブロック生産量は予算の問題に關連しているかどうかについて質疑があり、建築部長より答弁、午後三時十五分散会。

〇二月十八日 午前十一時十分、第二委員室において開議。

- ① 坂東(秀)委員長(公)より、本日の委員会は委員多数の意向により開くことにした旨を述べた後、森川委員(社左)より、道管アパート等の家賃の均衡の問題について、佐久間委員(自)より、住宅建設三年計画を受けた以外の町村に對する計画の実施について、大島委員(改)より(1)住宅建築予算の坪当り単価の問題及び火災保険をつけているかどうかについて、(2)学校建築に對する防火建築指導について、(3)ブロック建築の普及について質疑及び意見があり、建築部長より答弁。

- ② 次に二十九年年度建築部予算について建築部長より説明を聴取した後、和平委員(勞)よりブロック建築指導所の二十九年年度予算に關連してその運営の問題について、森川委員(社左)より、ブロック指導所生産の販売価格と業者市販の価格差の問題について、糸川委員(協)より、業者圧迫との声に対する道の態度について質疑及び意見があり、建築部長より答弁、再び和平委員(勞)より、先般のブロック協会からの陳情に關連して指導所予算の復活要求について、委員長より、ブロック販売価格の決定方法について、糸川委員(協)より指導所のブロック販売価格と業者の苦情の問題について、森川委員(社左)より、品質向上と価格低廉化について質疑及び意見があり、建築部長より答弁、伊藤副委員長(自)より、低価格のブロック生産の研究について、大島委員(改)より、(1)昨年の民間のブロック月産額について、(2)指導所々在地の百軒以内にあるメーカーの生産量と指導所の製造量との比較について、(3)二十九年年度予算に機械購入費が組まれているかどうかについて質疑があり、建築部長より答弁があつて、一旦休憩、(休憩中、協議会形式で、道内建築状況調査を四、五月に延期することとした) 午後一時十九分再開。
- ③ 委員長より休憩中協議された道内建築状況調査の延期について語り、そのことに決し、午後一時二十一分散会。

## 土木委員會

○二月十五日 午前十時四十五分、第一委員室において開議。

- ① 冒頭、由仁町長より、札幌市より広島、長沼、由仁を経て夕張市に至る市町村道を道道昇格の件について、相内村長より、下仁頓、小利別間道路の道道昇格の件について陳情を聴取。
- ② 徳中委員長(自)より、今後における道々路線認定についての見透し及び道々昇格路線名について説明を求め、土木部長、道路課長、道路課係長より説明、池田委員(協)より、道々昇格路線の保留分に

ついて、また西田(正)委員(改)より、道々昇格路線の了承の問題について質疑及び意見があり、これに關連して中牧副委員長(自)棚川(協)、池戸(勞)、高田(社左)、各委員よりも意見があり、結論に至らず一旦休憩、午後零時三十六分再開。

③ 引続き道々昇格路線の了承の問題について、西田(正)(改)、中牧(自)、池戸(勞)、四十栄(改)各委員及び委員長より、それぞれ意見があつたが、まだ説明をきいていない資料もあり、この説明をきいて休憩することとし北海道主要道道認定及び廃止並びにこれに伴う路線整理及び路線認定廃止調書について土木部長、道路課長より説明を聴取して一旦休憩、午後二時再開。

④ 西田(正)(改)、佐藤(改)委員より、理事者の上京折衝の際には保留の三件分は必ず通すという肚がまえでやつてほしい旨を要望してこの問題を終り、次に土木部長より、道路整備五カ年計画に關連する揮発油税配分の問題について報告、中牧委員(自)より本問題に關する上京折衝の経過について報告した後、道に対する配分がないという問題は重大であり、かつ急を要するので直ちに上京折衝すべき旨の意見があり、池戸(勞)、佐藤(改)、池田(協)委員より意見があり、上京委員派遣に決し、徳中委員長(自)及び棚川(協)、佐藤(改)兩委員を派遣、期間は一週間、空路直ちに上京することとした。

⑤ 次に池戸委員(勞)より、町村道に対する道費補助の問題に關し知事に申し入れを行うことについて意見があり、各党代表一名宛をもつて知事に申し入れを行うこととし、午後二時四十分散会。

## 特別委員会

### 決算特別委員会

○二月一日 午後一時十五分、第一委員室において第一分科会を開議。

高田主査(社左)より、今後の方針に関する打合せのため休憩して協議することについて諮り、そのことに決し、一旦休憩、休憩中協議会に入り、委員会の意見の報告方について打合せを行い、午後二時二十九分再開、直ちに散会。

○二月二日 午前十一時、第一委員室において第一分科会を開議。

① 平野副委員長(自)より、高田主査(社左)の都合により代つて主査の職を行う旨を述べ、協議会形式により、池田委員(協)より、知事交際費の経理方法について、道下委員(改)より、五月に備品費の四十五%が支出されていることについて質疑があり、歳出課長より答弁、佐藤委員(改)より、年度末の予算支出の問題等について委員会に報告されたい旨の意見があつて、一旦休憩、午後一時十五分再開

② 休憩前に引続き協議会を統行、池田委員(協)より、自動車の集中管理の問題及び分科会における結論の打出し方について意見があり(関連して中収(自)、道下(改)、委員よりも意見あり)平野臨時主査(自)、高田主査(社左)と交替。

③ 高田主査(社左)より、分科会の開議を宣し、協議会において協議された事項については明日引続き、協議することとし、午後二時散会。

○二月三日 午前十一時二十分、副議長室において第一分科会を開議。

高田主査(社左)より、休憩して協議会の形で問題点を抽出し意見の調整を行うことについて諮り、そのことに決し、一旦休憩、休憩

中、道教委に対し共済組合定山溪保養所の建設費の支出の問題について質疑応答が行われた後、委員会に報告の指摘事項を決定、案文については主査一任とすることとし、休憩前に引続き分科会を再開午後一時三十分散会。

○二月一日 午後零時九分、第二委員室において第二分科会を開議。

① 多田主査(社右)より、文書回答の未提出のものがあるので午後三時まで休憩することについて諮り、そのことに決定、一旦休憩、午後三時二十五分再開。

② 文書回答について明日まで提出できないものがあるので明日分科会を開くことについて諮り、井野委員(社左)より、資料については具体的内容を記載して提出するよう申し入れされたい旨要望があつて、午後三時二十九分散会。

○二月二日 午後零時、第二委員室において第二分科会を開議。

① 多田主査(社右)より、質疑を統行する旨を述べ、桑野(自)、立原(自)委員より、授業料徴収の問題について質疑があり、学校管理課主事、出納局総務課次長より答弁、多田主査(社右)より、授業料徴収報告の文書回答を速かにされたい旨の要望があり、

② 次に桑野委員(自)より、(1)道有林関係の財産造成費繰替金について、(2)公宅の貸付料について(関連して和平(労)、吉田(定)(改)よりも質疑あり)、(3)森林火災保険の問題について、(4)延納金の問題について質疑があり、歳出課係長、道有林課技師より答弁、暫時休憩、午後一時四十五分再開。

③ 引続き道有林野費会計について質疑を統行、桑野委員(自)より(1)運材費の備品費でトラック等を購入している問題について、(2)金庫運用金利収入調に二十六年度の入つている理由について質疑があり、道有林課技師より答弁、次に税務課関係の質疑に入り、和平委員(労)より、異議申立者の階層別調の内容について、井野委員(社左)より、延滞金の問題について、桑野委員(自)より、二十七年途中税務課の汚職に対する処置及び遊興飲食税の問題について質

疑があり、税務課次長、同係長、歳出課係長より答弁、質疑を終了  
委員会に提出する問題点を決定して、案文は主査一任とすることと  
し午後三時四十五分散会。

○二月三日 午後二時、第一委員室において開議。

三浦委員長(改)より、出納局職員の汚職事件について出納長より  
釈明したい旨の申し出があるのでこれを聴取する旨を述べ、出納長  
より、説明の上陳謝の意を表明、午後二時十五分散会。

○二月四日 午前十一時四十分、第一委員室において開議。

三浦委員長(改)より、各分科会より提出のあつた問題点について  
報告を求め、高田第一分科会主査(社左)、多田第二分科会主査(社  
右)よりそれぞれ報告があつて、暫時休憩、午後一時四十五分再開  
協議会の形で問題点について委員会再開の後協議会において決定さ  
れた事項について委員会の決定とすることに異議なきやを諮りその  
ことに決し、午後二時四十五分散会。

○二月五日 午後零時三十分、第一委員室において開議。

① 三浦委員長(改)より、協議会の形式で進めてゆくことについて諮  
り、そのことに決し、一旦休憩(休憩中協議会が開かれた)、午後  
二時二分再開、協議会において決定した第一分科会及び第二分科会  
の抽出事項についての取扱を確認、

② ついで委員長より、以上をもつて昭和二十七年年度決算審査を終了  
するが、これには意見を附して、「監査委員の意見を妥当と認め決  
算書を承認する」ことについて諮り、そのことに決定、報告書及び  
委員長の報告文の取扱については、正副委員長及び第一、第二分  
科会の各主査の四名をもつて構成する小委員会を設置し、これに付  
託することに決定、午後二時十五分散会。

○二月十七日 午前十一時十分、第一委員室において開議。

三浦委員長(改)より、決算審査報告書の草案について諮り休憩、  
協議会形式で検討の結果一部を修正、字句については趣旨に反しな  
い程度の修正を委員長一任とすることを委員会において確認の上午  
後零時十分散会。

### 総合開発調査特別委員会

○二月六日 午後一時五分、第三委員室において小委員会を開議。

① 朝日主査(改)より、一月二十六日の小委員会において提出を求め  
た資料「特殊気象地帯における新規開拓事業計画の概要」について  
説明を求め、開拓計画課員より説明、浜森(社右)、二瓶(協)、児玉  
(自)各委員より、経営面積及び開発面積の増加の問題及び基本方針  
の表現について質疑及び意見があり、農地開拓部長より応答、主査  
より資料の作成について依頼があり、

② 次に経営規模面積の適正化の問題については、小委員会における  
審査の結果及び企画室より提出の資料「特殊気象地帯農業確立振興  
計画概要並びに根釧天北地帯農業確立振興方策」は未開発地域に於  
ける既存農家の振興対策資料とし、更に農地開拓部提出の資料「特  
殊気象地帯における新規開拓事業計画の概要」は未開発地域に於け  
る新規入植者の営農安定に対する資料とし、兩者を一括したものが  
未開発地域開発促進に関する総合資料として決定。尙この総合資料  
の外に要望書を作成し中央に提出することが適当と認める旨を主査  
より委員会に対し報告することに決し、午後二時二十分散会。

○二月二十四日 午後一時三十五分、第三委員室において開議

① 坂東(秀)委員長(公)より、北海道開発審議会総会の経過報告を求  
め、山内委員(勞)より報告。

② 次に小委員会付託の未開発地域に関する農業経営規模面積の適正  
なる打出し方の調査経過について報告を求め、主査朝日委員(改)よ

り報告、開拓計画課員より、農地開拓部提出の資料「特殊気象地帯における新規開拓事業計画」について説明を聴取。

③ 先に議決した未開發地域開發促進に關する意見書の裏付け資料については小委員会の報告どおり中央に提出することに決し、本件については農務、開拓兩委員会と關連があるので資料の中央提出については兩委員長の了解を得ることとし、

④ 次に意見案「北海道開發事業の國費補助率引上げに關する件」について諮り、異議なく第一回定例道議會に提案することに決定。

⑤ 宮北委員(協)より、開發予算の要求方法に關し本道の場合は各種事業の性質が全部關連性があるので、これらを総合的に予算編成し継続事業として要求、予算増加を推進する必要がある旨の意見があり、また桑野(自)、山内(労)委員及び委員長よりも意見があつて、農地開拓部長より応答、

⑥ ついで桑野委員(自)より、鉄道電化問題と外資導入の問題について意見があり、企画室長より応答、浜森委員(社右)より、漁村、開拓地等における特定郵便局設置に關する経費負担の問題について研究されたい旨の要望があつて、午後三時四十五分散會。

〇二月二十七日 午後五時十分、第一委員室長において開議。

① 四十米副委員長(改)より、未開發地域開發に關する要望書の案文について諮り、原案のとおり決定、要望書を中央に提出し立法化するための運動は、適當な機会に上京委員を派遣することに決し、

② 次に本日の本會議において議決した國費補助率引上げの意見書の取扱方法について諮り、二瓶委員(協)より、本件については上京委員二名を派遣すること及び派遣委員の選任は委員も一任とされた旨の意見があり、四十米副委員長(改)より、上京委員に宮北(協)二瓶(協)兩委員を指名、派遣することに決し、午後五時二十五分散會。

### 網紀肅正に關する調査特別委員會

〇二月一日 午後一時三十分、議長室において開議。

① 大島委員長(改)より本日の委員会は一月三十日の続行であり、汚職事件を議題とする旨を述べ、まず釧路国支庁における遊興飲食税の過年度調定の問題を議題に供し、西村委員(社左)より監査事務局に對し事実の調査について要望があり、委員長よりも調査を依頼し、

② 次に西村委員(社左)より、釧路土木現業所職員の戰災復興土地區画整理精算金の横領事件について説明を求め、出納局総務課長、都市計画課次長、同土地係長より説明、西村(社左)、新川(労)、三室(自)各委員より、本件の歳入歳出外現金取扱の問題について種々質疑があり、総務課長、都市計画課次長より答弁。

③ 次に二十六年七月の水産課における汚職事件について説明を求め水産課長より説明、西村(社左)、新川(労)、西田(正)(改)各委員より、事件の経緯及び監督者の責任等について質疑があり、水産課長漁船係長より答弁。

④ 次に上川、宗谷、留萌の關係に移り、新川委員(労)より、調査の内容について報告、暫時休憩、午後三時五十分再開。

⑤ 委員長より、浦河保健所の事件について報告、西村委員(社左)より、商務觀光課員、保護課員の窃盜事件に關する処分取扱に一貫性がない点について質疑、關連して三室委員(自)よりも汚職者に対する処分取扱の適正化と審議會制度について、また賦課徴収事務における領収原符の取扱の問題について意見があり、ついで桑野委員(自)より、戒告文の内容について質疑、総務課長、稅務課次長、人事課係長より答弁、上磯保健所の事件その他は明日以降調査することとし、午後五時散會。

〇二月二日 午前十一時四十二分、議長室において開議。

① 大島委員長(改)より、昨日に引続き汚職事件について議事を進める旨を述べ、冒頭西村委員(社左)より、二十八年十月分の札幌市内業者の遊興飲食税について資料要求があつて、次に上磯保健所の歳入金横領事件について委員長より報告、西村委員(社左)より、汚職者の処分と人事課の人事管理上の責任について質疑(関連して三室委員(自)より人事課に対する報告の問題及び人事管理について意見あり)、又新川委員(労)より、保健所の出納事務研修と事故防止について意見があり、出納局総務課長、人事課長、医務課次長より答弁、衛生部長の出席要求があつて、

② 次に西田(信)委員(自)より、東京事務所の道税横領事件について報告、委員長より、横領額に關し本庁提出資料との相違について、西村委員(社左)より、事故發生の報告と告発の時期について、西田(信)委員(自)より、本事件に対する道の態度及び小切手による納入の問題について質疑(関連して委員長よりも先付小切手の取扱ひについて質疑あり)、総務課長、税務課長より答弁、(衛生部長出席)西村委員(社左)より、上磯保健所の事件に關し汚職者の処分と人事課に対する連絡について質疑及び意見があり、衛生部長より答弁、新川委員(労)より、保健所職員の研修と事故防止について重ねて要望があつて、一旦休憩、午後二時十分再開。

③ 委員長より、農地改革に伴う対価徴収金の横領事件について説明を求め、農地調整課長より説明、西村委員(社左)より、事件発覚まで長期間を要した理由及び事務取扱ひの状況について、三室委員(自)より、汚職者責任者の処分及び事故防止について、新川委員(労)より、公正書類の整備と返済金及び徴収事務の支庁移譲について質疑及び意見があり、農地調整課長より答弁。

④ 昨日の委員会で議題となつた釧路土木現業所職員の戦災復興土地区画精算金横領事件について都市計画課長より説明を聴取、西村(社左)、新川(労)、三室(自)各委員より、歳入歳出外現金取扱ひの問題について質疑があり、都市計画課長、同次長、同土地係長より

答弁。

⑤ 次に三室(自)、新川(労)各委員より、人事課の宗教法人に關する事件に關連して認可未処理の問題について質疑があり、人事課長、同次長より答弁、暫時休憩、午後四時五十五分再開。

⑥ 三室委員(自)より、留萌支庁税務課の汚職事件について報告、新川委員(労)より(1)本庁に対する事件の報告及び税務監査について、(2)汚職者の処分及び休職給の支給について、三室委員(自)より、事故發生の場合の報告及び税務査察の責任について、西村委員(社左)より(1)本庁税務課職員に対する接待の問題について、(2)人事委員会に対する不利益処分の提訴について質疑があり、税務課長、人事課長、同人事係長より答弁、午後五時三十分散會。

### 〇二月三日 午前十時二十分、議長室において開議。

① 大島委員長(改)より、今朝報道された用度課員の収賄事件の取扱ひ方について諮り、西村(社左)、西田(正)(改)、新川(労)、三室(自)各委員より意見があつて、新しい事件についてはその都度協議の上進めて行くこととし、(用度課の事件は後廻しとすること)一旦休憩、午後二時一十五分再開。

② 委員長より、元留萌支庁次長(現保健指導課次長)の出席を求めたので留萌支庁税務課の汚職事件について当時の事情を聴取されたい旨を述べ、新川委員(労)より、(1)二十五年度の会計監査における監査委員の指摘事項に対してとつた措置について、(2)指摘事項に關する前任者よりの引継について、(3)汚職に關し承知するまで時目を要した理由及び承知してからの善後措置について、(4)汚職者に対する調査及び処分について、(5)接待費に費消した内容について、西田(正)委員(改)より、本件に限つて嚴罰主義という処分方針を採つたことについて、西村委員(社左)より、人事課総務係長の出席要求の後、(1)支庁長の顧末書にある横領金を納税完納運動に費消した事情について、(2)団体からの接待費の支出額及び団体と支庁の幹部職

員との關係について、(3)監査委員の監査に際して事件の報告をしなかつた理由について、(4)汚職者の陳述の内容について、三室委員(自)より、委任出納員としての調査及び監査に際し事件を伏せておいた理由について質疑があり、元留萌支庁次長よりそれぞれ答弁があり

③ 次に西村委員(社左)より、留萌支庁総務課長に話した不正事件の風評の問題について質疑、人事課総務係長より答弁、再び西村委員(社左)より、納税貯蓄運動で費消した経過及びこれに対する道の措置について質疑、税務課次長より答弁、委員長より、当時の留萌支庁長の本委員会出席については不利益処分委員会出席の關係で明日午前中が都合がよいとのことである旨を述べ、暫時休憩、午後四時七分再開。

④ 引続き留萌支庁の問題について新川委員(労)より、出納局の会計監査において監査委員の指摘事項に深く調査しなかつたことについて質疑、出納局総務課長より答弁、西村委員(社左)より、監査委員の監査の方法について質疑、監査事務局次長より答弁があり、再び西村委員(社左)より、事件発覚の場合の關係各課への連絡が不充分である旨の意見があつて、午後四時三十五分散会。

○二月四日 午前十一時十八分、議長室において開議。

① 大島委員長(改)より、留萌支庁税務課の汚職事件について調査をすすめる旨を述べ、前留萌支庁長(現秘書課員)、税務課長、前人事課長(現職員厚生課長)に対し質疑を求め、新川委員(労)より、(1)二十五年度の監査意見の指摘事項に対する検討及び支庁長の顧末書中にある二十七年秋頃より不正事件の風評が流布されていたということに対してとつた措置について、(2)出納局総務課長より支庁税務課長の不適任に關し注意されてとつた措置について、(3)顧末書中にある合理的解決ということについて、(4)事件を承知して直ちに委任出納員である次長に調査させなかつたことについて質疑があり、前留萌支庁長より答弁、西村委員(社左)より、不正事件の風評に対し人

事課及び税務課のとつた措置について質疑があり、職員厚生課長、税務課長より答弁、再び西村委員(社左)より、(1)税務課の行う税務査察の問題及び事件に対する税務課の態度について(關連して西田(正)(改)、新川(労)委員よりも税務課の査察の責任及びその態度について質疑があつた)、(2)道税務課職員数名の留萌出張及びその接待の問題について、(3)納税完納運動とその予算措置の問題について質疑(關連して西田(正)委員(改)よりもこれに対する道税務課長の態度について質疑)があり、税務課長より答弁。

② ついで西村委員(社左)より、前留萌支庁長に対し、(1)人事課総務係長より不正事件の風評をきかされてとつた措置について、(2)事件を承知してから長時日間放置していたことについて、(3)顧末書記載事項に關し調査を行つたかどうかについて、(4)納税完納運動に關する決裁について、(5)団体から接待費を支出させている問題について(6)監査委員の監査及び税務課の査察に際し事件を報告しなかつた理由について、(7)神威古潭の園遊会の問題について、(8)支庁の交際費の経費に多額の経理が行われていることについて、(9)事件によつて得た教訓及び改善すべき点について質疑があり、前留萌支庁長より答弁(三室委員(自)より、(1)支庁長の職務権限と委任出納員の権限に關する考え方について、(2)知事の留萌出張の際団体より支出の接待費の問題及び部下の監督について(關連して新川(労)、西村(社左)委員よりも質疑あり)、又西田(正)委員(改)より、支庁長は部下と遊離していなかつたかどうかについて質疑があり、前留萌支庁長より答弁があつて、前支庁長に対する質疑を終了することとし、一旦休憩、三時十一分再開。

③ 委員長より、たゞ今提出のあつた行政監察計画表に關し監察長に対し質疑を行う旨を述べ、三室委員(自)より、(1)計画表で監察長を部と同様に扱つてゐることについて、(2)監察長は支庁に、部は關係部局に対し監察を行うよう考えられること及び各部長が監察を行うということについて、(3)監察長は部長を監督することにならないか又



各部と併列的に監察を行うことは屋上屋とならないかどうかについて、西村委員(社左)より、(1)監察長の職務執行の在り方について、(2)各部署に監察係を置くかどうかについて、(3)実践機関として現在の陣容でできるかどうかについて質疑があり、監察長より答弁、新川委員(労)より、人事管理、服務規律の励行、事故防止、事務改善に関する具体的方法について説明を求め、監察長より説明を聴取、新川委員(労)より、(1)汚職事件に関する調査の問題について、(2)汚職者の処分過程における監察長の立場について質疑及び意見(関連して三室委員(自)よりも処分に關する立場と二次的監察の問題について質疑)があり、監察長より答弁、監察長に対する質疑を終了。

④ ついで監察長制度の部制問題に關する自治庁回答について議長より報告があり、三室(自)、新川(労)、西村(社左)各委員及び宮北副委員長(協)より意見があり、(委員長退席、副委員長着席)自治庁照会について一応三室(自)、新川(労)委員の上京を内定、八日に更に協議することとした。

⑤ 次に宮北副委員長(協)より、人事課より追加提出の汚職事件に關する調書について説明を求め、人事課次長より説明、宮北副委員長(協)より、帯広の開拓協同組合の汚職事件は支庁職員に關係がないかどうかについて、新川委員(労)より、千歳病院の問題について質疑があり、人事課次長より答弁、午後五時十五分散会。

〇二月八日 午後一時二十五分、議長室において開議。

① 大島委員長(改)より、人事委員会事務局職員の汚職事件に關する説明を聴取する旨を述べ、人事委員会事務局局長より説明を聴取、ついで知事に対する質疑を求め、新川委員(労)より、(1)汚職者に対する休職給の支払停止の時期について、(2)委任出納員の任命の問題について、(3)遊興飲食税の賦課決定の方針について、(4)宗教法

の認可遅延の問題について、(5)汚職事件防止対策についての前留萌支庁長の意見に対する見解について、(6)留萌支庁汚職事件等具体的事例に対する監察長の調査について質疑があり、知事より答弁、三室委員(自)より、(1)留萌支庁汚職事件に關し善後措置を講ずる主管局課の問題について、(2)監察長の二次的監察ということについて(3)汚職者の処分の不均衡の問題及び処分に關する審査委員制度の設置の問題について、(4)監察補助員の各部配置の問題について、西田(信)委員(自)より、(1)監察長は監察に關する最高責任者かどうかについて(2)監察長制度を設けた目的と理由について、(3)監察長制度は恒久的な制度かどうかについて、(4)監察長の監察事務は処務規程に入れるかどうかについて質疑があり、知事より答弁、再び西田(信)委員(自)より、監察長の監察事務を処務規程に入れる考え方について質疑(関連して新川(労)、三室(自)委員よりも処務規程について質疑)があり、文書課長より答弁、新川委員(労)より、監督者の処分に關し収入出納員が事故を起した場合にその監督者たる委任出納員の責任が問われていないことについて質疑(関連して西田(正)(改)、三室(自)委員よりも処分の問題について質疑)があり、知事、出納長、出納局総務課長より答弁、暫時休憩、午後三時二十分再開。

(2) 次に釧路国支庁の遊興飲食税の過年度調定の問題を議題に供し、監査事務局次長より、委員会の依頼によつて調査した結果について説明、西村委員(社左)より、(1)一件のみ過年度調定した理由について、(2)異議申立の最終決定の責任者及び税務課長の専行について、(3)道税務課による釧路国支庁の査察について質疑があり、監査事務局次長、税務課長より答弁、三室(自)、西田(信)(自)、新川(労)各委員より本問題について細部に亘つて質疑が行われ、監査事務局次長、税務課長より答弁、一部答弁の保留があつて、

③ 次に二月四日追加提出された汚職事件を一括議題に供し、新川委員(労)より、留萌支庁の水産振興会現金横領事件に關し取扱者及び外郭団体の監査について、(2)滝川保健所の麻薬譲渡及び不法所持事件

について質疑があり、人事課長、同人事係長より答弁、一部答弁の保留があつて、午後四時五十分散会。

○二月九日 午前十時五十分、議長室において開議。

① 大島委員長(改)より、昨日の委員会において答弁保留の釧路国支庁における遊興飲食税の徴収事務について答弁を求め、税務課長より答弁、新川(労)、三室(自)委員及び宮北副委員長(協)より、支庁における代決の問題について質疑があり、税務課長より答弁、宮北副委員長(協)より、空知支庁における代決の問題について質疑があり、空知支庁次長より応答。

② 次に答弁保留の留萌水産振興会の問題について説明を求め、人事課長より説明、新川委員(労)より、実際の事務の取扱者の問題及び外郭団体の規制について質疑があり、人事課長より答弁、三室(自)新川(労)委員より、団体の会計事務取扱の改善について意見があり保留分に対する答弁を終了。

③ 汚職事件で保留になつていた開拓道路の補助問題を議題に供し、開墾補助金の問題について説明を求め、開拓経営課長より説明、委員長より、事件発生の時期について、新川(労)、三室(自)委員及び宮北副委員長(協)より、開拓者に対する補助金交付の取扱い方について質疑及び意見があり、開拓経営課長より答弁、三室委員(自)より、全般的に補助金をしぼる方法について質疑及び意見(関連して新川委員(労)よりも意見)があり、歳出課長より応答、補助金関係に対する質疑を終了、一旦休憩、午後一時四十分再開。

④ 土木部関係のカメラ、公宅の問題を議題に供し、新川委員(労)より、公宅に関連して電話の購入価格及び公債の取扱いについて質疑土木部管理課長より答弁、三室委員(自)より、(1)公宅の管理の問題について、(2)土木現業所の備品台帳記載の布団の問題について、(3)東京文京寮の運営の問題について質疑、管理課長より答弁、暫時休憩、午後三時十五分再開。

⑤ 次にカメラの管理方法について説明を求め、用度課長より説明、西田(信)委員(自)より、カメラ現物と備品台帳との照合及び集中管理の問題について質疑及び意見があり、用度課長、総務課長より答弁、又三室(自)、時田(社右)委員及び委員長より、カメラの管理運営の方法及び土木部のカメラについて質疑及び意見があり、用度課長、管理課長より答弁、午後三時五十分散会。

○二月十日 午前十一時四十五分、議長室において開議。

① 大島委員長(改)より、乗用自動車の問題を議題に供し、新川(労)、三室(自)委員より、土木部の乗車用購入の状況管理及び売却処分保管転換の問題について詳細な質疑があり、出納長、用度課長、総務課長、管理課長より答弁、西村委員(社左)より、(1)自動車の売却価格の問題及び本庁の自動車集中管理の問題について、(2)自動車購入の際の走行哩の問題について、(3)農地開拓部における乗用車購入の経緯及び修理の問題について、宮北副委員長(協)より、自動車選択の際の米國製品と欧州製品の比較について、質疑があり、総務課長、開拓計画課長、同係長、農地開拓部技師より答弁。

② 西田(信)委員(自)より、本庁乗用車の所要経費及び雇上げ自動車料金との比較並びに民間会社より自動車雇上げの問題について質疑及び意見(関連して三室委員(自)よりも他府県の状況調査について要望)があり、総務課長、人事課総務係長より答弁、再び西村委員(社左)より、農地開拓部の乗用車購入の問題について質疑(関連して三室(自)、新川(労)、時田(社右)各委員よりも質疑及び意見)があり、総務課長、開拓計画課長、同係長、運転手より答弁、次に西田(信)委員(自)より、道議会における自動車雇上げの年間経費及び自家用車の年間経費並びに業者との雇上げ契約の問題について質疑があり、議会議務局庶務課長より答弁、西田(信)委員(自)より、自動車について経費の面からよく研究されたい旨の意見があり、西村委員(社左)より、自動車雇上げに關する業者との特殊契約について

聴取のため商工部関係者の出席を求める動議の提出があり、そのことと決し、一旦休憩、午後三時四十五分再開。

③ 西村委員(社左)より、自動車雇上げに関する特殊契約について質疑があり、商工振興課長より説明、西村(社左)、西田(正)(改)、三室(自)各委員より、自動車料金の問題及び雇上げ契約の問題について質疑があり、商工振興課長より答弁、午後四時三十一分散会。

○二月十一日 午前十時四十六分、議長室において開議。

① 大島委員長(改)より、教育委員会関係について審査する旨を述べ新川委員(労)より、(1)道教委地方事務局に委任出納員設置の問題及び地方事務局の所掌事務の問題について、(2)給与過払いの問題について、三室委員(自)より、地方事務局に委任出納員設置の問題について質疑があり、教育長、教育次長、財務課長、出納局総務課長より答弁。

② 二十七年六月の胆振地方事務局の汚職事件に関し、時田(社右)、新川(労)、三室(自)、西田(正)(改)各委員及び委員長より、(1)司直に押収された証拠書類の問題及び関係者の処分について、事件を委員会に報告しなかつた理由及び関係者の一名が本庁に栄転になつてゐることについて、(3)不正支出の命令者及び残金の問題について、(4)当時の局長私有の住宅の貸借契約について、(5)不起訴になつた時期と理由について、(6)事件発生の際の本庁に対する報告の問題について質疑があり、教育長、教育次長、財務課長、出納局総務課長より答弁、当時局長が所持していた別帳簿の提出要求があつて、

③ 次に西田(信)委員(自)より、市町村教育委員会から道教委地方事務局に対する人事に関する委任の問題について質疑(関連して西田(正)(改)、新川(労)、西村(社左)各委員よりも質疑及び意見)があり、教育長、教育次長より答弁、暫時休憩、午後二時十五分再開。

④ 三室委員(自)より、二十八年十一月の教員の日直宿直手当に関する問題について質疑(関連して西田(正)(改)、新川(労)委員よりも

質疑及び意見)があり、行政課長、人事課長補佐より答弁。

⑤ 次に乗用車、カメラ、公宅、食糧費及び交際費の問題に関して質疑を求め、三室委員(自)より、学校敷地内にPTAが建てた学校施設に関する問題について、新川委員(労)より、高校道立移管条件の不履行の問題及び寄附金未納の問題について報告されたい旨の要望があつて、道教委に対する本日の質疑はこの程度とすることとし、暫時休憩、午後三時十五分再開。

⑥ 委員長より昨日出席を求めたことになつてゐた、総務部長、出納長、財政課長、人事課長、総務課長が出席しているので、質疑を行う旨を述べ、西村委員(社左)より、支庁長の際際費の問題について詳細な質疑があり、総務部長、財政課長、地方課次長より応答、西村委員(社左)より、経費の節約について要望があり、

⑦ 三室委員(自)より、(1)支庁次長である委任出納員がその管内の道の出先機関の金銭出納の指揮監督をすることについて、(2)上川支庁長の公宅の問題について、(3)各種学校、宗教団体に關する事務の取扱ひの問題について、新川委員(労)より、(1)支庁外郭団体の關係に關する研究及び物品購入に關する検収課と購買課設置に關する研究について、(2)行政協議会開催の指導について、西田(信)委員(自)より、(1)職員の東京出張に際し東京事務所との連絡の問題について、(2)東京事務所在勤職員の本庁兼務の問題について、(3)乗用自動車の効率的運営について質疑及び要望があり、総務部長、財政課長、地方課次長及び東京事務所長より応答、道教委所管その他の問題について明日一日を延期して審査することとし、午後五時三分散会。

○二月十二日 午前十一時五十分、議長室において開議。

① 大島委員長(改)より、昨日に引続き道教委に対する質疑を行う旨を述べ、昨日要求した事項についての報告を求め、学校管理課長より、高校道立移管に關する確約事項及びその後の経過状況について財務課長補佐より、寄附金關係についてそれぞれ説明を聴取、新川

(勞)、西田(信)(自)委員より、寄附金歳入の取扱ひ方の問題及び未納の問題について質疑があり、行政課長、財務課長補佐、出納局総務課長より答弁。

② 次に財務課長補佐より、胆振地方事務局の借上げ公宅の問題について説明を聴取、三室委員(自)及び委員長より、借上げ公宅の経費の問題及び別帳簿の問題について質疑、出納局総務課長、行政課長財務課長補佐より答弁、新川委員(勞)より、寄附未納額の問題について意見があり、委員長より、道教委に対し確約書の内容及び対策について検討されたい旨を述べ、

③ ついで三室委員(自)より、道教委予算の出納事務の合理化及び予算科目の整理の問題並びに宗谷地方事務局のカメラ購入の問題について、時田委員(社右)より、予算編成における誤差計算違い、見込違い等の問題について、委員長より、借上げ公宅に関する監査委員の指摘事項について質疑があり、出納局総務課長、行政課長、財務課長補佐より答弁、一旦休憩、午後二時十五分再開。

④ 学校火災関係について質疑を求め、西田(信)(自)、三室(自)各委員及び委員長より、(1)道立高校の数及び財産価格と火災保険の問題について、(2)校舎新築の問題及び学校火災の損害額について質疑があり、学校管理課長より答弁、次回委員会を十八日に開くこととし委員長より、結論に対する各自の意見をまとめておいてほしい旨を述べ、午後二時五十三分散会。

## ○二月十八日 午後二時五十分、議長室において開議。

① 大島委員長(改)より、道立高校火災について説明を求め、消防災害課長より説明を聴取、西村委員(社左)より、消防課において学校火災に対した行政措置及び消火器その他防火対策について質疑があり、消防災害課長より応答。

② 次に松前林務署における林道工事請負の不正事件に閉し、西村委員(社左)より、調査の事実を挙げて理事者側の説明を求め、道有林

課長より説明、西村委員(社左)より、(1)最低入札者と契約をしない根拠及びこれに対する出納局の見解について、(2)業者の談合の問題について質疑があり、道有林課長、出納局総務課長より答弁、西田(信)委員(自)より最低入札と落札の問題について質疑、出納局総務課長より応答、西村委員(社左)より、談合の問題及び最低入札を無効とした事実について改めて検討したい旨の意見があり、

③ ついで新川委員(勞)より、監察長制度の問題について上京自治庁との折衝経過を報告、自治庁照会の回答については三室委員の帰道後検討することとし、午後五時二十分散会。

## ○二月十九日 午前十一時、議長室において開議。

① 大島委員長(改)より、投書による「道常札幌競輪」「小清水村開拓農協立木伐採」の二件について説明を求め、工務課長、同競輪班長、用地課次長より説明を聴取、西田(正)(改)、新川(勞)委員及び委員長より、(1)競輪の予想屋と補助員の必要数について、(2)北海道自転車振興会に対する交付金の問題について、(3)長く競輪業務を行う道職員の問題について質疑があり、工務課長、同競輪班長より答弁、小清水開拓地区内の立木伐採問題については至急調査を求め、暫時休憩、午後二時二十五分再開。

② 次に答弁保留となつていた道教委の問題について説明を求め、道教委財務課長補佐より、胆振地方事務局における公宅維持修繕費の問題及び高校道立移管条件の審附採納の問題について、また教育次長より、胆振地方事務局における予算経理について説明を聴取、委員長より、(1)公宅借上料の道費支出の有無及び予算の不正経理について、(2)胆振地方事務局より教育長に提出の顛末書紛失の問題及び出納局に提出の有無について質疑(関連して三室(自)、西田(正)(改)委員よりも文書紛失の問題について質疑)があり、教育次長より答弁、委員長より、胆振事務局で支出後経理した別帳簿の提示の要求があつて、暫時休憩、午後三時三十分再開。

③ 休憩前に引続き質疑続行、新川委員(労)より、高校道立移管条件の寄附金の過年度調定について質疑、財務課長補佐より答弁、三室委員(白)より、文書の收受について、委員長より、別帳簿の問題についてそれぞれ意見があり、教育次長より応答、暫時休憩、午四時二十分再開。

④ 監察制度の疑義について上京した三室委員(白)の報告を求め、三室委員(白)より報告があり、ついで小清水開協地区内の立木伐採問題について説明を求め、用地課次長より、網走支庁に無電照会の結果について説明を聴取、委員長より現地調査の上報告されたい旨を述べ、午後四時四十分散会。

○二月二十日 午前十一時二十五分、議長室において開議。

大島委員長(改)より昨日で理事者側に対する質疑を終了したので今後の日程と報告書の作成等について協議する旨を述べ、西田(正)(改)、時田(社右)、西田(信)(白)、新川(労)、窪田(公)、西村(社左)各委員より、日程と報告書の形式及び道教委関係分の取扱い方について種々意見があつて、二十二日までに調査事項を各項目毎に抽出し、二十二日より四日間検討を行い最後に総論的なもの仕上げを行うこととし、午後零時四十五分散会。

○二月二十二日 午後一時、議長室において開議。

大島委員長(改)より、報告書整理のため小委員会設置について諮り、小委員に西田(正)(改)、西村(社左)、新川(労)各委員及び委員長を決定、午後一時十分散会。

なお、小委員会は午後一時三十分開議、汚職問題を各個検討整理の午後六時二十分散会。

○二月二十三日 午前十一時、議長室において開議。

大島委員長(改)より、報告書整理のため小委員会の設置について

諮り、小委員に委員長、時田(社右)、西田(正)(改)、三室(白)、西村(社左)、新川(労)各委員及び宮北副委員長(協)を決定、午前十一時十分散会。

なお小委員会は午前十一時四十分開議監察制度、乗用車、カメラ公宅その他、物品の購入、使用管理、交際費、食糧費、旅費、補助金その他経費の問題について検討整理の午後六時五十分散会。

○二月二十四日 午前十一時二十五分、議長室において開議。

大島委員長(改)より、報告書整理のため小委員会の設置について諮り、小委員に西田(正)(改)、三室(白)、時田(社右)、新川(労)、西田(信)(白)各委員宮北副委員長(協)及び大島委員長(改)を決定、午前十一時三十分散会。

なお小委員会は午後零時三十分開議、支庁の外郭団体、支庁長の権限、教育委員会の諸問題、職員身元保証人、出納員の任免及び監督等個別的結論の検討整理を行い午後七時三十分散会。

○二月二十五日 午後零時三十分、議長室において開議。

① 大島委員長(改)より、委員長報告書の検討を行う旨を述べ、二、三、四の三日間に小委員会で決定した各論的部分の案文について順次項目毎に検討を行い、これを修正決定。

② 次に総論的部分の案文について諮り、西田(正)(改)、時田(社右)、三室(白)、新川(労)、西村(社左)各委員より内容の打出し方についてそれぞれ意見があり、案文章案については委員長一任とし、午後五時四十分散会。

○二月二十七日 午後二時、議長室において開議。

大島委員長(改)より、委員長において作成の総論的意見の案文について諮り、三室(白)、新川(労)委員より、決議案提出について意見があり、総論的意見は報告書の最初にうたうこと、総論的意見と同内容の決議案を各党に諮つた上提出することとし、午後二時三十分散会。



### 全国都道府県協議会議長會參與會

○二月十、十一の兩日、東京都において開催、會議事項つぎのとおり。

#### 協議事項

- 一、二十九年度における全国事務局長會開催計画について
- 一、同職員研修會の実施計画について
- 二、地方議會図書室運営要綱案について
- 一、地方自治法第十六条第二項の改正について

#### 懇談事項

- 一、都道府県協議會議員の給与改訂状況について
- 一、二十九年度における自治高等学校の研修計画について
- 一、国会法改正について
- 一、議長會分担金について
- 一、新警察法案について
- 一、二十九年年度議長會例会について
- 一、議長會諸會合について
- 一、議員野球大會開催について

### 全国都道府県協議會議長會地方制度調査委員會

○二月十九日、東京都において開催、協議事項次のとおり。

- 一、警察法案について
- 一、河川法改正について

- 一、地方自治法改正について
- 一、常任委員会制度の検討について
- 一、地方税法改正案について
- 一、地方譲与税法案について
- 一、地方財政再建整備法案の立法化について
- 一、知事官選論について

### 全国都道府県協議會議長會幹事會並びに臨時大會

○二月二十日、東京都において開催

#### 幹事會

- 一、全国都道府県議會々館売却処分完了、地方制度調査委員會経過第三十三回全国議長會定例会の開催、地方財政再建整備法案の立法化等について報告があつた後、
- 一、次の協議事項について協議した。

- 1 警察法改正について
- 2 知事官選論について
- 3 河川法の改正について
- 4 地方財政の強化について
- 5 電力料金の値上げ反対について
- 6 地方議會の自律権確立について
- 7 へき地教育振興法に関する要望について
- 8 災害復旧事業費増額に関する要望について
- 9 海外抑留同胞の完全帰還と戦争受刑者の全面釈放並びに留守家族の援護に関する要望について
- 10 全国都道府県協議會議長會規則の一部改正について
- 11 電気事業に関する法案反対について
- 12 地方自治法改正について

#### 臨時大會

幹事會に引続き臨時大會を開催、幹事會決定事項について審議の結果いずれも幹事會決定通りに決定した。



二十八年年度起債 (單獨災害分等)  
百五十四億円配分

自治庁では、二月二十三日二十八年度分、単独災害分、冷害補助分、特例法分の起債許可の予定額として都道府県分百十四億円、市町村分(特例法分なし)四十億円、計百五十四億円の配分を次のように決定した。

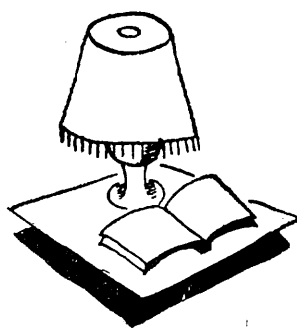
昭和二十八年年度單獨災害、冷害補助事業起債  
許可豫定額配分一覽表

都道府県	特別法分 (單價切下分)		單獨災害分		冷害補助分	
	單獨災害分	冷害補助分	單獨災害分	冷害補助分	單獨災害分	冷害補助分
北海道	五八〇	一一〇	一六二	三二		
青森	二五	七五	二	一四		
岩手	五五	一〇〇	五六	三三		
宮城	二五	七五	二	一四		
秋田	四五	二五	九	二九		
山形	九〇	二五	一一	二四		
福島	七五	二〇	八	二〇		
茨城	三五	八〇	四	一四		
栃木	四五	六〇	四	一四		

都道府県	單獨災害分	冷害補助分	單獨災害分	冷害補助分	單獨災害分	冷害補助分
群馬	二〇	二五				
埼玉	三五	一〇				
千葉	三五	一〇				
東京	三五	一〇				
神奈川	三五	一〇				
新潟	三五	一〇				
富山	一八〇	二〇				
石川	二二五	一五				
福井	二六五	一八				
山梨	四〇	三〇				
長野	二四五	三六				
岐阜	一四五	二四				
静岡	一八五	二四				
愛知	六八五	一四四				
三重	八一〇	一四六				
滋賀	二三五	一四五				
京都	八一五	一〇				
大阪	一六〇	二五〇				
奈良	三〇〇	七五				
和歌山	七七五	二四				
鳥取	二〇	七五				
島根	二〇	七五				
岡山	二〇	七五				
広島	一一五	二一				
山口	二四〇	一九				
徳島	一〇〇	二一				
香川	五五	一九				
愛媛	九〇	一五				
高知	一八〇	二一				
福岡	四八五	九八				
佐賀	二一〇	五四				

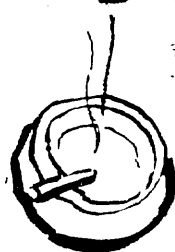
合	神	大	京	名	水	北	鹿	宮	大	熊	長
計	戸	阪	都	古	道	九	兒	崎	分	本	崎
八、九八五					三〇	四五	二五	二三〇	五七〇	八五	
一、三〇〇						一〇		五二	一〇五	一五	
一、一三〇											
三、七一九	七	六	一五	四一		一〇〇	九	一二一	四一六	七〇	
三四三											

(備考) 市町村分については特例法による単価切下げ分を含む。





# 雑録



KU

## 地方行政疑義問答集

### 局部の組織に関する疑義について

(北海道議会議長照会  
昭和二十九二年二月二十一日  
自治庁 行政課長回答)

問一 行政監察長の法的性格は別紙行政監察長設置規程及び行政監察規程によつて、個々の事件毎に知事の特命を受けてこれを処理する臨時機関ではなく、一般的に包括的に行政監察を担当する知事の直屬機関として、各部と併存する知事の補助機関と認められないか。

二 前項の行政監察長の所掌事務は、知事の権限たる行政事務の一部であつて、単なる知事の秘書的業務ではなく、又別紙(省略)部設置条例及び道処務規程によりその事務は総務部(企画室、人事課、税務課)所掌事務と認められるが、この分掌關係に何等の変更を加えず、総務部に所屬しない知事直屬機関として行政監察長の職制を設け、これに必要な補助職員を配属し、一般的な行政監察を所掌せしめることは、責任の所在に明確を欠くばかりでなく、斯る機関の設置は地方自治法第百五十八条第一項の局部に該当し条例で規定を要するものでないか。

答 客年十二月二十一日附二八道議会議第四四五号をもつて御照会になつた行政監察長については、特に条例をもつて規定することを要する局

部に該当するものとは認め難いと解される。

### 起案理由

都道府県知事は法第百五十八条第一項及び第二項の定めるところにより局部を設けてこれにその事務を分掌せしめることを要し、右により設けられた局部の所掌事務に変更を来すような場合は必ず条例で定めなければならないことは、本条第二項に明らかである。而して法第二条第三項、第百四十九条、本法別表第一、第三等に列挙されているような事務についてはこれを必ずしうがの局部に属せしめ、それだけの局部を通じて処理せしめなければならないことについては疑問の余地はないが、部下職員の仕事処理状況、勤務状況等を明らかにして能率の向上と職務の改善をはかるのは知事の当然に有する権能であり、かかる権能の行使はその性質上必ずしも右のような一般行政事務と同様に解する必要はないとの見解が立ちうる。尤も、行政事務処理状況の監察も、議会の運営に関することや議員の懲罰が広い意味では当該地方公共団体の事務といひうる如く広い意味では知事の権限に属する事務であるから、総務部内に分課を設けて組織的にこれに所掌せしめることを妨げるものではなく、また、特に大規模に行政監察の事務を処理するため条例でこれを所掌する部を設けることも敢て差支ないが、照会の北海道行政監察長については、知事がその個々の権限に基き自から部下職員の仕事処理状況、勤務状況等の監察を行うについてその補助職員を置くという趣旨に解せられ、また、これがため各部長の所掌事務及び部下職員に対する指揮監督の権能は些かも制約されるものではないと解されるので、敢て条例措置を要しないものと考えられる。

北海道行政監察長設置規程

(昭和二十八、二、六)  
訓令第五六号

### (設 置)

第一条 行政監察を行わせるため、行政監察長を置き、その下に行政監

察員及び行政監察補助員各若干人を置く。

(任 命)

第二条 行政監察長、行政監察員及び行政監察補助員は、吏員のうちから知事が命ずる。

(職務権限)

第三条 行政監察長は、知事の命を受けて、別に定めるところにより行政監察を執行し、行政監察員及び行政監察補助員を指揮監督する。

2 行政監察員は、行政監察長の命を受けて行政監察をつかさどる。

3 行政監察補助員は、上司の命をうけて行政監察に関する事務に従事する。

(代決及び専決)

第四条 行政監察長は、所掌事務に關し、部課長の例に準じて、事務の代決及び専決をすることができる。

2 前項の場合において行政監察長不在のときは、行政監察長の定めた順序で、行政監察員が行政監察長の事務を代決する。

(行政監察員及び補助員の特例)

第五条 行政監察執行のため必要があるときは、関係部課の職員を行政監察員及び行政監察補助員に充てることができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

北海道行政監察規程

(昭和二八、一一、六)  
訓令第一七号

(目 的)

第一条 行政監察は、一般行政事務の執行の適正及び職員の紀律の保持並びに会計事務及び税務事務の改善と事故防止を図ることを目的とする。

(行政監察の区分)

第二条 行政監察は、一般行政監察、会計監察及び税務監察に分けて行

うことができる。

2 一般行政監察は、一般行政事務に關し、行政方式の改善を図り、職員に紀律を保持するために行う。

3 会計監察は、会計事務(税務の一部を含む)の処理方式の改善と不正事故の防止とを図るために行う。

4 税務監察は、税務事務(会計事務の一部を含む)の改善と不正事故の防止とを図るために行う。

(監察事項)

第三条 行政監察は、本庁及び部局における左の事項について行う。

一 職員の仕事執行及び服務紀律の状況

二 施策の実施状況及びその行政効果の測定

三 会計事務の処理状況

四 税務事務の処理状況

五 その他必要と認める事項

(監察の実施)

第四条 行政監察は、定期又は随時に、実地について又は書面により行う。

(資料の提出及び調査)

第五条 行政監察長は、行政監察に必要な範囲において、各部課長及び部局長に対し、資料の提出及び説明を求め、実地について調査することができる。

(監察の公正保持)

第六条 行政監察は、公平且つ適格に行わなければならない。

(秘密の保持)

第七条 行政監察関係職員は、行政監察によつて知り得た秘密を漏らすてはならない。

(監察結果報告)

第八条 行政監察長は、行政監察を行ったときは、遅滞なくその結果を書面で知事に報告しなければならない。但し、急を要すると認めると

きは、口頭によることができらる。

(協議会の設置)

第九条 行政監察の合理的運営とその強力な推進を図り、行政の改善方策を確立するため、北海道行政監察協議会（以下「協議会」という）を置く。

(協議事項)

第十条 協議会は、おおむね左の事項を協議する。

- 一 行政監察実施計画の策定
- 二 行政監察方式の検討
- 三 行政監察結果の審議
- 四 行政の改善方策の樹立
- 五 その他行政監察に必要な事項

(協議会の組織)

第十一条 協議会は、左の役員をもつて組織する。

会長

副会長 三人

委員 若干名

2 会長は知事の指名する副知事を、副会長は出納長、総務部長及び行政監察長を充てる。

3 委員は、知事が職員のうちから命ずる。

(会長及び副会長の職務)

第十二条 会長は会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第十三条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

(幹事)

第十四条 協議会に幹事若干人を置き、職員のうちから会長が命ずる。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務に従事する。

(運営に関する事務)

第十五条 前六条に定めるものの外、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会にはかつて定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

部局の組織に関する疑義について

〔北海道総務部長照会  
昭和二十八、二九、三〇、三一年四月自行発第三四二号  
自治庁 行政課長回答〕

問 知事が行政監察を適正に行うため、行政監察長の職制を設け、これに必要な補助職員を所属せしめることは、地方自治法第百五十八條の局部に該当し、条例で規定しなければならぬか。

答 設問の行政監察長の法的性格及び行政監察長の所掌事務と各部の所掌事務との關係が明らかでないが、地方自治法第百五十八條第一項の各部局の分掌事務に明らかに変更を来すものではなく、且つ、知事が行う行政監察を内部的に補助するにとどまるものである限りにおいては、特に条例で規定しなくても差支えないものと解する。

市町村職員の停年制について

〔昭和二十六年三月十二日地自公発第六七号〕  
〔大分県総務部長宛 公務員課長回答〕

照 會

地方公務員法第五条の規定により法の精神に反しない限りにおいて職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項については必要な規定を定め得るものとされており、職員の身分保障については法第二十八條及び第二十九條に規定する事由に該当する場合を除く外その意に反して免職されないものであるが、従前制定された停年に関する規定は公正な任命権行使が要請されている本法に違反するや否や若し違法

でないとするれば今後かかる規定を設けることの可否について  
意見

停年制は職員の職務遂行能力の見地から一定の年齢的限界を置きその年齢に達することにより、当然退職すべきことを定める制度であり当該年齢が職務の性質と社会通念上一般に公務に耐へないような年齢である限り、公務の民主的且つ能率的な運営を確保する上からも妥当であると考えられる。

註 昭和二十五年二月二十四日法務府法意一第第二一〇号全国自治体警察長連合協議会長宛回答で警察職員に関する停年制は現行法令違法ではないとの解釋が出されている。

問

一、停年に関する規定は、昭和二十六年八月十三日以後は違法であると解せられる。

理由

地方公務員法第二十七条第二項には、職員は同法に定める事由（第二十八条第一項）による場合でなければその意に反して免職されることとがない旨規定されているが、停年制は、これにてい触するものである。なお、公務に堪えぬか否かは、その個人々々について判定すべきものであつて、画一的に年齢をもつてするのは妥当でない。

### 教育委員會豫算について

（昭二八、七、二自行行発第二二二二号）  
（高知県総務部長宛行政課長回答）

問一、教育委員会法第五十七条中「減額」とは款の總計についてのみの意味か。又は項・目の場合を意味するか。

二、教育委員会から長に送付した予算見積書（原案）を長に於て節を適宜修正し、議会に提案する場合、予め教育委員会の意見を求める必要はないか。

答一、後段お見込のとおり。

二、いずれかの予算科目又は説明科目を減額しようとする限り教育委員会の意見を求める必要があるものと解する。

### 教育委員會の豫算について

（昭二八、七、二自行行発第二三二一号）  
（長崎県大浦秀夫宛行政課長回答）

問

教育委員会が予算要求をしたものを町理事者が委員会に連絡なく修正し議会の議決をうけた場合は教育委員会法第五十七条に抵触するがその効力は如何。又如何に処置すべきか。

答 前段、設問の場合において教育委員会法第五十六条及び第五十八条

の手續を踏んでいるのであれば当然に無効とはならない。

後段、町長に対し、爾今必ず教育委員会の意見を求めるべきことを要求する以外に方法はないものと解する。

### 法第一百七七條の「一身上に関する事件」の疑義

（昭和二五、一〇、三自行行発第二四〇号）  
（北海道総務部長宛行政課長回答）

問一、市契約条例により市と株式会社〇〇組取締役社長何某（市議會議員）との工事請負契約の締結について一身上に関する事件として当該議員を除外すべきか。

二、若し除外せられるとすれば他の議員にして関係法人の取締役、監査役及び株主又は社員であつた場合の除外の範囲

三、除外せられるべき者が議事に参与してなした議決が満場一致で可決された場合の議決の効力について。

答一、お見込の通り。

二、会社において常時支配力を有する地位にあるような者と身分關係を有する如き場合は、除外の範囲に該当する。

三、当然には無効とならないと解されるが、違法な議決であるから地

方自治法第七十六條第四項の規定により長において措置すべきである。

## 報道から拾う

### 縣議退職金問題

青森県では去る十二月の県議会で、特別職に対する退職金支給条例の一部を改正して、県議會議員に対しても退職金を支給し得るようにし、一期一人当り八万円を支給した。これに対し兩社県議、公正会（諸派）は反対したが、少数で否決された。

反対の主な論拠は

- ① 地方自治法にてらし疑義があること。
  - ② 県財政が七億円の赤字をかかえている実情に鑑み、政治的道義から見ても当を得ないこと。
  - ③ 他県でも支給していること。
  - ④ 禁止規定がないから違法ではないこと。
- などを主張した。

これに対し左社県連では、三月県議会でこれの再改正を提案し、それが否決されれば青森地裁に県、県議會を相手どり行政訴訟を提起する由であり、従来とかく問題とされてきた地方議會議員に対する退職金支給問題に新判例が生れるわけで各界の注目を浴びている。

### 特別合意書、暫定漁業取決め案交換

政府はアラフラ海真珠貝紛争について、豪政府と二月十九日特別合意書案（共同訴状）と、暫定取決め案とを交換した。

政府の特別合意書案は、キャンベラで西大使からケシー外相に対し、また豪側の暫定漁業取決め案は、ウォーカー駐日豪大使から奥村外務次官にそれぞれ手交されたものである。

### 列車の三割減車及び機関車乗務員の職場離脱と緊急避難

事件は、昭和二十三年八月初め国鉄労組旭川支部新得分会機関区班乗務員会所属の機関車乗務員等によつて行われた狩勝トンネル通過列車の一律三割減車行為及び職場離脱行為に関する昭和二十三年政令二百一十号（公務員のスト禁止を定めたもの）で、同令は既に廢止されているが、その主旨は現行國家公務員法に引きつがれている。違反事件に関する上告判決であるが、第一審の旭川地方裁判所は三割減車行為のみ緊急避難と認めて、その刑を免除した。

注 緊急避難、刑法三十七條、自己又は他人ノ生命、身体、自由若クハ財産に對スル現在ノ危難ヲ避クル爲メ己ムコトヲ得サルニ出テタル行為ハ其行為ヨリ生シタル害其避ケントシタル害ノ程度ヲ超エサル場合ニ限り之ヲ罰セス

第二審の札幌高裁は三割減車と職場放棄を一連不可分の關係にあるものとし、共に緊急避難に該当するものと認め、無罪を言渡した（事情の異なる一名は除いて）

最高裁は檢察官上告に対し、三割減車を緊急避難と認めた原判決（札幌高裁）は誤りがないが、職場離脱を緊急避難と認めたのは誤りであ

り、原判決はこの点において刑法第三十七条の規定の解釈を誤つたものであるとし、原判決を破棄し、事件を札幌高裁に差し戻した。

### 三 越 側 勝 訴

#### 労組員の解雇、地位保全の申請却下

デパート界初の大争議として全国の視聽を浴びた三越争議（二十六年七月、十二月）をめぐつて解雇された労組員が「三越」を相手取つて東京地裁に地位保全の仮処分申請中であつたが、二月二十四日「申請却下」の決定があり、二年半ぶりに会社側の勝利となつた。

決定理由は

「会社が争議によつて損害を受け、信用を害されたとしても違法とはいえない」と一応争議行為を法に基く労働者の権利として支持しながらも、その手段であるピケッティングが「正当な範囲を逸脱したもの」として、中調委員の責任は免れず「三越」の就業規則に違反したものと認めて懲戒解雇処分を受けたのはやむを得ないとの見解をとり、なお四十八時間ストの際のピケッティングについては「完全に店を外部から遮断したため組合員ばかりでなく、非組合員、アルバイト学生取引先などの就労希望者から一般顧客に至るまで出入不可能となつたことは、正当な争議行為ではない、特に顧客は労働者の紛争には全く無関係な第三者だから一般のボイコット同様平和的説得以上に出ることはできず、組合の実力でその購買行為を不可能としている点も不当である」

とつてゐる。

### 国連軍協定に調印

#### 日本國における國際連合の軍隊の地位に関する協定

昭和二十七年七月から交渉にはいつていた国連軍に関する協定は、その後刑事裁判権、財政負担の問題などでしばしば停滞状態に陥り、二十

カ月の難航の末、二月二十日外務所で調印を見た。

この協定は、国連の安全保障理事会及び総会の決議により、朝鮮に派遣されている連合国の軍隊が日本にある間の地位について定めたもので、現在吳、広島地区を中心とする約一方の国連軍軍隊の構成員、軍属及び家族がその適用を受けるものである。協定は、二十五カ条より成る本文及び民事補償などに関する二つの議定書、これに公式議事録が附属し、日本政府がこれを受諾する日の後十日で、それまでに日本政府に受諾書を寄託した国との間に発効し、他の国はその後加入することになつてゐる。（二十一條）

協定の内容から見ると、在日国連軍は実質的に在日米軍と均等の待遇が與えられている。ただ国連軍が駐留米軍と性格が違ふため、次のような点で日米行政協定と異つてゐる。（駐留米軍は日米行政協定の適用を受け、本協定の適用を受けないが、米國政府は統一司令部としての資格のみこの協定の當事者となる）

① 国連軍は、朝鮮から完全に撤退した後九十日で日本から撤退しなればならない。（二十四條）

② 国連軍に提供する私有財産に対し、国連軍は賃借料を支払う。（國有財産の使用料は免除する（十五條）ほか、国連軍の維持費は負担しない。この点日米協定と異なる）

③ また日本側は、日米行政協定のように防衛分担金は提供しない。

# 図書室だより

## 新購入図書紹介

図書名	著編者
法学理論篇 15	浅井清信他
〃 16	青山道夫他
〃 17	杉田揚太郎他
〃 18	伊藤正巳他
〃 19	磯村哲他
〃 20	長谷川正安他
〃 21	〃
〃 22	清宮四郎他
〃 23	伊藤誠哉 新井恒易
宮部金吾 日教組運動史	労働省労政局
労働金庫法詳解	労働調査協議会
賃銀理論と賃銀斗争 (現代新書)	有澤広巳
再軍備の経済学	谷崎潤一郎
源氏物語 六卷 七卷	〃
新平家物語 一三卷	吉川英治
世界文化事典 年刊	下中彌三郎
職員録 二八、一二月刊行	大藏省印刷局
判例大系 第三三卷	我妻栄他
模範公用文例集	高辻正巳他
学校教育法逐条解説	天城勲
バリ・ローマ 歐州カメラ紀行	阿部徹雄

## 各官公庁その他よりの受贈図書

図書名	受贈先
北海道物産館旋東京事務所業務報告書	道物産館旋東京事務所
物産館旋東京事務所 国会法をめぐる問題点について No. 13	同
地方議会の組織及び運営 No. 14	全国議長会事務局
歐米諸国の国会をみて	同
国会報告	緑風会政務調査会
昭和二十八年冬今冬の電気使用制限	同
苗木の話	通産省公益事業局
林業試験場研究報告 No. 64	林野庁
北海道農業協同組合年鑑	農林省林業試験場
新生活読本北の生活における	道協同組合通信社
科学する食生活	道教育委員会社会教育課
進学適性検査結果報告 二二、二三年度	同
第七回ユネスコ総会	文部省大学学術局
産業教育調査報告 二十七年(大学、短大)	外務省
青年学級調査 二十七年	文部省調査局統計課
郵政統計年報 郵便篇	同
狩獵法規	林野庁
第二九次農林省統計表 二十七年	農林省農林経済同統計調査部
御料地農林における農地改革	道農地開拓部
不良化児童を援助するには	道民生部
条約集 二九、三一集	外務省条約局

われらは自治をこう主張する	全国市長会
市町村概要	道総務部地方課
北海道学校一覽 二八年度版	道教育委員会行政課
北海道山林史余録	道造林振興協会
北海道科学技術白書	道総務部企画室
札幌市商工要覽 二九年版	札幌市役所
神奈川県会史 第二卷	神奈川県会事務局
上水道統計	水道協会
北海道史料所在目録 第四集	道総務部企画室
農家の友 二月号	道農業改良普及協会
北海道労働経済 四九号	道立労働科学研究所
北海道自治 二月号	道自治協会
北海警友	〃
農林省図書月報 一一、一二月号	札幌警察管区本部北海警友編集部
読書春秋 二二、二月号	農林省統計調査部図書課
建設月報 二二、二月号	建設省
教育委員会月報 二二、二月号	文部省初等中等教育局
教育統計 二五号	文部省調査普及局統計課
調査月報 一月号	北海道拓殖銀行調査部
郵政統計月報 二二、二月号	郵政省総務局統計課
水産時報 一一、一二、一月号	水産庁
厚生生 二二、一月号	厚生省
世界月報 二〇月号	外務省情報文化局
施設 二二、二月号	電気通信施設局
郵政 二二、二月号	郵政省人事能率課
通産統計月報 一一、一二月号	通産省
農林水産統計月報 一一、一二月号	農林省統計調査部
農林時報 一一、一二月号	農林省
農林統計調査 一一月号	同
石炭需給統計月報 一一月号	通産省

機械統計月報 九、一〇月号

通産省大臣官房調査統計部  
非鉄金屬等需給統計月報 九、一〇月号

通産省  
鋁山製錬統計月報 一〇月号

同  
非鉄金屬製品統計月報 一〇月号

同  
コークス統計月報 一〇、一二月号

同  
石炭生産統計月報 一〇、一二月号

同  
化学工業製品統計月報 一〇月号

同  
纖維統計月報

同  
鉄鋼統計月報

同  
石油統計月報 八、

同  
百貨店販売統計月報 一〇、一二月号

通産省大臣官房調査統計部  
紙パルプ統計月報 一〇月号

同  
雜貨統計月報 九、一〇月号

同  
林野時報 一一、一二月号

林野庁  
神奈川県議全会報 六卷一号

神奈川県議全会報 六卷一号

同  
栃木県議全会報 一月号

同  
群馬県議全会報

同  
鳥取県議全会報 一二月号

同  
山口県議全会報 一月号

同  
熊本県議全会報 二四号

同  
福岡県議全会報 三一号

同  
長野県議全会報 三〇号

同  
岡山県議全会報 五号

昭和二十九年三月二十日

北海道議會時報 (第六卷第三號)

編集 北海道議會事務局調査課

発行 北海道議會事務局

電話 ② 六九一九番



## 二月のメモ

- 1 ○米軍輸送機室燬沖にて墜落  
○四国外相会議第二週東ベルリンにて開幕  
○炭労大手十五社、第二波時限ストに入る  
○全国農漁民大会東京にて開催  
○日航太平洋定期便一番機出発
- 2 ○第九回全道スキー選手権開幕
- 3 ○炭労スト第三波時限ストに入る  
○元北大総長今裕博士逝く
- 4 ○小平村(留萌郡)住吉鉱にてガス爆発、八名生埋め
- 5 ○炭労第四波時限ストに入る
- 6 ○炭労運搬スト突入
- 7 ○北鮮から帰国援助の旨日赤に返電
- 8 ○教育防衛中央国民大会、東京にて開催
- 9 ○炭労第二波運搬ストに入る  
○韓国外相「韓国政府は、韓国軍一個師団のインドシナ派遣をヘル司令官に申出た」と言明
- 10 ○第四十四回恩賜賞、学士院賞受賞者十二名決る
- 11 ○十四日米日の米スタツセン対外活動本部長官は、「現米会計年度において約一億ドルの対日軍需品発注を希望している」旨を明かにした
- 12 ○奄美衆院議員選挙執行  
○炭労、第三波運搬スト  
○「帰ることを希望する外国人の登録がはじまった」と平塚放送  
○道教委、教育功績者表彰決る
- 13 ○ア米大統領、議会に原子力の情報交換に関する制限緩和についての原子力法の改正案提出
- 14 ○教職員定員問題で全道一斉休校  
○ベルリン四国外相会議閉幕、共同コミュニケ発表(一月二十五日より開会)  
○第二次ソ連帰国者の集結は三月十五日頃完了の予定の旨ソ連赤十字社より入電
- 15 ○中山中労委員長、炭労争議について交渉再開を勧告
- 16 ○炭労第四波スト  
○クリコフ船長に判決  
○歌登村で造材飯場全焼、九名焼死  
○国連軍協定調印
- 17 ○海上保安庁巡視船「さど」済州島沖合で捕獲される(二十一日釋放)  
○全日本スキー大会開幕(高田)
- 18 ○第三回右社道連定期大会開く(札幌市)  
○アンダーソン米海軍長官より「いずれは沖繩返還」の旨、沖繩諸島復帰期成会宛書簡が送られた。
- 19 ○炭労、第五波運搬ストに入る  
○保安隊北部方面総監部の冬季機動演習始まる
- 20 ○有田代議士の逮捕許諾問題、期限付にて衆院議決  
○浦河引揚者住宅四棟焼く
- 21 ○第九回国体スキー開幕(野澤)  
○道農試、新雪など十七優良新品種を公表  
○ナギブ、エジプト大統領辞職、後任にナセル副大統領就任(二十七日にナギブ前大統領復職)
- 22 ○日亞通商協定調印(一億八千万ドル)
- 23 ○第一回定例道議会開会  
○猛風雨にて全道に被害、函館本線運休